

FDKグループ指定化学物質リスト

2026年3月6日（第24版）

FDK株式会社

製品含有化学物質 管理委員会

目次

1. 含有禁止物質	
表 1: 含有禁止物質	4
表 1a: アゾ染料・顔料から生成されるアミン類	16
表 1b: オゾン層破壊物質	17
表 1c: ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)および特定代替品	22
表 1d: フッ素系温室効果ガス(HFC、PFC、SF6)	23
表 1e: 含有禁止の除外用途	24
表 1f: 多環芳香族炭化水素(PAH)	28
表 1g: 欠番	
表 1h: ヘキサブプロモシクロデカン(HBCDD)	29
表 1i: 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質(CMRs)の 含有禁止基準	30
2. 含有報告物質	
表 2: 含有報告物質	32
3. 含有管理物質	
表 3: 含有管理物質	34
表 3a: 臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外)	35
4. 製造時使用禁止物質	
表 4: 製造時使用禁止物質	37
5. 電池に関する事項	
表 5: 電池に関する基準	38
表 6: 電池本体に関する基準	38
表 7: EU RoHS 指令 対象製品の 카테고리	39
6. 引用法令の通称/正式名称	
表 8: 引用法令の通称/正式名称	40

【用語の定義】

含有	: 化学物質が意図的であるか否かを問わず、当社の調達品と製品及びそれらの包装材料に、添加、充填、混入（不純物も含む。）または付着することをいう。 (製造プロセスにおいて意図せずに製品に混入または付着する場合を含む。)
含有率	: 化学物質の濃度で、単位は[ppm](質量比。1ppmは百万分の一)、または[wt%](質量比。1wt%は百分の一)等を用いる。 (各指定化学物質における含有率算出の考え方は、各表の注釈を参照すること)
意図的添加	: 化学物質を特定の特性、外観、または品質をもたらすために、含有率に係わらず、納入品の形成時に故意に使用すること
意図的添加禁止	: 技術的目的などで、意図的に物質を添加することを禁止する。 意図せず含有した物質は、併記されている含有率に従う。
均質材料	: 全体が均一な組成の1つの材料、または複数の材料の組み合わせからなり、ねじ外し、切断、破碎、粉碎、研磨加工などの機械的作用によって、異なる材料に分解または分離することができない材料
不純物	: 天然素材中に含有され工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質、及び合成反応の過程で生じ技術的に除去しきれない物質
調剤	: 複数の物質からなる混合物または溶液(例: 接着剤、めっき液、塗料)
納入品	: FDKグループの製品を構成する全ての部品(原材料を含む)、副資材及び生産補助材
包装材料	: 当社製品のための包装、梱包及び荷造りなどの材料。 例として、ダンボール、インキ、塗料、包装用バンド、ラベル、接着剤等がある。 ※出荷時に使用しないものを除く
副資材	: 製品を構成する、または機能を満たすために使用する材料。例として、粘着テープ、はんだ材料、接着剤、塗料(コーティング、めっきを含む)等がある。
生産補助剤	: 製品の機能と直接関係は無いが製品の製造過程で使用し、製品に付着されるもの。 例として、検査で使用したインキ(付着がある場合)、ラベル、仮固定用で使用したワックス/テープでの残留物質等がある。
化学品	: 化学物質及び/又は混合物
化学物質	: 天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物
混合物	: 二つ以上の化学物質を混合したもの
成形品	: 製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終仕様の機能を大きく決定づけているもの
電気電子機器	: 正しく作動するために電流または電磁場に依存する機器、およびかかる電流および電磁場を発生、伝導、測定するための機器であって、交流 1,000 ボルト、直流 1,500 ボルトを越えない定格電圧で使用するよう設計されたもの(EU RoHS II 指令 2011/65/EU より)
構成成形品	: 製品を構成する最小単位の成形品 例) chemSHERPA(*1)記載の成分情報で、Article フラグ(*2)がついた成形品 *1) chemSHERPA: アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が提供する製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム https://chemsherpa.net/ *2) Article フラグ: chemSHERPA における EU REACH 規則の SVHC 分母に相当する、Article を識別する区分
電池	: 1 個又は複数個の一次電池又は二次電池から構成され、外装、端子、表示などを備える電池。FDK(株)が販売し、市場で実用に供される形態の全ての部品が電池に包含される。この部品としては、PTC 素子や温度ヒューズなどの保護素子及び機器との接続に用いるリード線、コネクタ、ネジ類なども含まれるが、実用にあたって廃棄される包装材料などは含まれない。
購入電池	: FDK(株)が FDK(株)以外の電池製造者より直接又は間接に購入する全ての電池。 例) ボタン電池、リチウムコイン電池、マンガン乾電池、鉛蓄電池など
電池部材	: 電池を構成する部品及び材料。 包装材料は、5 項以外の要求事項に従う。

- 含有禁止物質 : 化学品や成形品への意図的な添加、基準を超える含有、および指定された用途以外での使用を禁止とする物質。
- 含有報告物質 : 指定の含有率を超えて使用する場合、報告を義務付ける物質。
- 含有管理物質 : 意図的添加・既知の含有である場合、記録管理を義務付ける物質。
- 製造時使用禁止物質 : 環境保護のため、製造時の使用を禁止する物質。

1. 含有禁止物質

表 1 : 含有禁止物質(注釈 1)

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No (注釈6)	含有禁止基準	備考	主な引用法令 (注釈7)
001	アスベスト類 Asbestos	1332-21-4 他	<全製品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		① EU REACH規則「制限」 ② FDK基準
002	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料 Azocolourants and azodyes which form certain aromatic amines	詳細:表1a	<人体の皮膚に直接、長時間接触する可能性がある皮革・繊維製品およびその部品> ① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の含有率が30ppm以下であること		EU REACH規則「制限」
003	カドミウム／カドミウム化合物 Cadmium/Cadmium Compounds	7440-43-9 他	<電池本体> 5項参照		5項参照
			<包装材> ① 意図的添加禁止 ② 4物質(注釈2)の合計で包装材質量中の含有率が100ppm以下であること		① FDK 基準 ② EU 包装材及び包装廃棄物指令
			<上記以外> ① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中のカドミウム含有率が0.01%(100ppm)以下であること	除外用途:表1e 表1 No.054 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質(CMRs)で規定する条件下で使用されるテキスタイルには適用されない	① FDK 基準 ② EU RoHS 指令
004	六価クロム化合物 Chromium (VI) Compounds	1333-82-0 他	<電池本体> 5項参照		5項参照
			<包装材> ① 意図的添加禁止 ② 4物質(注釈2)の包装材質量中の含有率の合計が100ppm以下であること		① FDK 基準 ② EU 包装材及び包装廃棄物指令
			<皮膚と接触する皮革製品、また皮膚と接触する皮革部材> ① 意図的添加禁止 ② 皮革の合計乾燥重量当たり3ppm未満であること		① FDK基準 ② EU REACH規則「制限」
			<上記以外> ① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中のクロム含有率が0.1%(1,000ppm)以下であること	除外用途:表1e 表1 No.054 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質(CMRs)で規定する条件下で使用されるテキスタイルには適用されない	① FDK 基準 ② EU RoHS 指令

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No (注釈6)	含有禁止基準	備考	主な引用法令 (注釈7)
005	鉛／鉛化合物 Lead/Lead Compounds	7439-92-1 他	<電池本体> 5項参照		5項参照
			<包装材> ① 意図的添加禁止 ② 4物質(注釈2)の合計で包装材質量中の含有率が100ppm以下であること		① FDK基準 ② EU 包装材及び包装廃棄物指令
			<熱硬化性または熱可塑性コード/ケーブルの被覆> ① 意図的添加禁止 ② 表面被覆材質量中の含有率が0.03%(300ppm)以下であること		① FDK基準 ② カリフォルニア プロポジション65
			<子供が口に入れる可能性がある成形品> ① 意図的添加禁止 ② 成形品質量中の鉛含有率が500ppm以下であること	子供が口に入れる可能性がある場合とは、1寸法が5cm未満、あるいはそのサイズで着脱可能または突出部位がある場合	① FDK基準 ② EU REACH規則「制限」
			<上記以外> ① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の鉛含有率が0.1%(1,000ppm)以下であること。	除外用途: 表1e 表1 No.054 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質(CMRs)で規定する条件下で使用されるテキスタイルには適用されない	① FDK基準 ② EU RoHS指令
006	水銀／水銀化合物 Mercury/Mercury Compounds	7439-97-6 他	<電池本体> 5項参照		5項参照
			<電池部材> ① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の水銀含有率が5ppm以下であること		① FDK基準 ② カナダ 製品含有水銀規制
			<包装材> ① 意図的添加禁止 ② 4物質(注釈2)の合計で包装材質量中の含有率が100ppm以下であること		① FDK基準 ② EU 包装材及び包装廃棄物指令
			<上記以外> ① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の水銀含有率が0.1%(1,000ppm)以下であること		① FDK基準 ② EU RoHS 指令
007	オゾン層破壊物質 (CFCs, HCFCs, HBFCs, 四塩化炭素等) Ozone Depleting Substances (CFCs, HCFCs, HBFCs, Carbontetrachloride, etc.)	詳細: 表1b	① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU オゾン層破壊物質規制
008	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、その塩およびPFOS関連化合物 Perfluorooctane sulfonic acid (PFOS), its salts and PFOS-related compounds	1691-99-2 他	<化学品、成形品> ① 意図的添加および製造工程中の付着・混入・生成禁止 ② 化学品、成形品質量中の含有率が ・PFOSとその塩の合計で0.025mg/kg (0.025ppm) 以下であること。 ・PFOS関連化合物の合計で1mg/kg (1ppm) 以下であること。		① FDK基準 ② EU POPs規則

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No (注釈6)	含有禁止基準	備考	主な引用法令 (注釈7)
009	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類) Polybrominated Biphenyls (PBBs)	36355-01-8 他	<電池本体> 5項参照		5項参照
			<上記以外> ① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の含有率が 1,000ppm以下であること		① FDK基準 ② EU RoHS指令
010	ポリ臭化ジフェニルエー テル類 (PBDE類) Polybrominated Diphenylethers (PBDEs) 例 TetraBDE PentaBDE HexaBDE HeptaBDE DecaBDE	40088-47-9 32534-81-9 36483-60-0 68928-80-3 1163-19-5	<電池本体> 5項参照		5項参照
			<電気電子機器> ① 意図的添加および製造工程中の 付着・混入・生成禁止 ② 均質材料質量中の含有率が 0.1%(1,000ppm)以下であること		① FDK 基準 ② EU RoHS 指令
			<上記以外> ① 意図的添加禁止 ② 混合物、成形品質量中の含有率 が10mg/kg (10ppm) 以下であるこ と	PBDE 含有回収材料を配 合する混合物・成形品ま たは PBDE 含有回収材 料で製造された混合物・ 成形品は 350ppm 以下。 2027 年 6 月 30 日以降 は 200ppm 以下	EU POPs 規則
011	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類)および特定代 替品 Polychlorinated Biphenyls (PCBs) and specific substitutes	詳細:表1c	<容積が0.05dm ³ を超える機器> ① 意図的添加禁止 ② 含有率が0.005% (50ppm) 以下で あること		EU POPs規則
			<上記以外> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁 止		FDK基準
012	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類) Polychlorinated Terphenyls (PCTs)	61788-33-8 他	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の含有率が 50ppm以下であること		① FDK基準 ② EU REACH規則「制限」
013	短鎖塩化パラフィン類 (C10-C13) Shortchain Chlorinated Paraffins	85535-84-8 他	<化学品> ① 意図的添加禁止 ② 化学品質量中の含有率が1% (10,000ppm) 未満であること		EU POPs規則
			<成形品> ① 意図的添加禁止 ② 成形品質量中の含有率が 1,000ppm以下であること		FDK基準
014	三置換有機スズ化合物 (TBTOを除く) Tri-substituted organostannic compounds (except for TBTO)	563-20-2 他	<成形品> 成形品質量中のスズ含有率が0.1% (1,000ppm) 以下であること		EU REACH規則「制限」
015	トリブチルスズ=オキシ ド (TBTO) Tributyl Tin Oxide (TBTO)	56-35-9	<成形品> ① 意図的添加禁止 ② 成形品質量中のスズ含有率が0.1% (1,000ppm) 以下であること		FDK基準
016	フマル酸ジメチル (DMF) Dimethylfumarate (DMF)	624-49-7	<成形品> 成形品質量中の含有率が0.1mg/kg (0.1ppm) 以下であること		EU REACH規則「制限」
017	ジブチルスズ化合物 (DBT) Dibutyltin compounds (DBT)	818-08-6 他	<化学品、成形品> 混合物、成形品質量中のスズ含有率 が0.1% (1,000ppm) 以下であること		EU REACH規則「制限」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No (注釈6)	含有禁止基準	備考	主な引用法令 (注釈7)
018	ジオクチルスズ化合物 (DOT) Diocetyl tin compounds (DOT)	870-08-6 他	<人体の皮膚に直接、接触する可能性がある繊維製品およびその部品> 成形品質量中のスズ含有率が1,000ppm以下であること		EU REACH規則「制限」
019	フッ素系温室効果ガス (HFC, PFC, SF6) Fluorinated greenhouse gases (HFC, PFC, SF6)	詳細:表1d	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止	密閉式で対象物質の回収スキームが確立されている場合を除く	EU フッ素系温室効果ガス規制
020	ホルムアルデヒド Formaldehyde	50-00-0	<皮膚への接触を意図した繊維製品およびその部品> ① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の含有率が75ppm以下であること	表1 No.054 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質(CMRs)で規定する条件下で使用されるテキスタイルには適用されない。	① FDK基準 ② EU REACH規則「制限」
021	リン酸トリス(2,3-ジブromoプロピル) (TRIS) Tris(2,3-dibromopropyl)phosphate	126-72-7	<皮膚への接触を意図した繊維製品およびその部品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU REACH規則「制限」
022	トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキシド (TEPA) Tris(1-aziridinyl) phosphine oxide	545-55-1	<皮膚への接触を意図した繊維製品およびその部品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU REACH規則「制限」
023	ポリ塩化ナフタレン (塩素原子数が1以上) Polychlorinated Naphthalenes (more than 1 chlorine atom)	70776-03-3 他	<成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則
			<上記以外> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		FDK基準
024	ヘキサクロロベンゼン Hexachlorobenzene	118-74-1	<化学品、成形品> ① 意図的添加および製造工程中の付着・混入・生成禁止 ② 化学品、成形品質量中の含有率が10mg/kg (10ppm) 以下であること		① FDK基準 ② EU POPs規則
025	アルドリン Aldrin	309-00-2	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則
026	ディルドリン Dieldrin	60-57-1	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則
027	エンドリン Endrin	72-20-8	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則
028	DDT Chlorophenothane	50-29-3	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則
029	クロルデン類 Chlordanes	57-74-9 他	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No (注釈6)	含有禁止基準	備考	主な引用法令 (注釈7)
030	N,N'-ジトリル-パラ-フェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラ-フェニレンジアミン 又はN,N'-ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン N,N'-ditolyl-p-phenylenediamine, N-tolyl-N'-xylyl-p-phenylenediamine and N,N'-dixylyl-p-phenylenediamine	27417-40-9 28726-30-9 74-31-7	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		FDK基準
031	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール 2,4,6-tri-tert-butylphenol	732-26-3	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		FDK基準
032	トキサフェン Toxaphene	8001-35-2	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則
033	マイレックス Mirex	2385-85-5	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則
034	ケルセン(ジコホル) Kelthane	115-32-2	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則
035	ペルククロブタ-1,3-ジエン Hexachlorobutadiene (HCBD)	87-68-3	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則
036	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (UV-320) Phenol,2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-bis(1,1-dimethylethyl)-; 2-benzotriazol-2-yl-4,6-di-tert-butylphenol (UV-320)	3846-71-7	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		FDK基準
037	ペンタクロロベンゼン Pentachlorobenzene	608-93-5	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則
038	α -ヘキサクロロシクロヘキサン ・ - Hexachlorocyclohexane	319-84-6	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則
039	β -ヘキサクロロシクロヘキサン ・ - Hexachlorocyclohexane	319-85-7	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No (注釈6)	含有禁止基準	備考	主な引用法令 (注釈7)
040	γ-ヘキサクロシクロ ヘキサン ・ - Hexachlorocyclohexane	58-89-9	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則
041	クロルデコン Chlordecone	143-50-0	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則
042	ニッケル/ニッケル化合物 Nickel/Nickel Compounds	7440-02-0 他	<皮膚に直接かつ長時間の接触を意図した製品> 皮膚に直接かつ長時間接触する部位からのニッケル放出率が $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2$ 以下であること		EU REACH規則「制限」
043	多環式芳香族炭化水素 (PAH) Polycyclic aromatic hydrocarbons	詳細:表 1f	<人間の皮膚/口腔に直接かつ長期間の接触/短期に接触を繰り返すゴム/プラスチック部品> ① 意図的添加禁止 ② 成形品中の含有率が $1\text{mg}/\text{kg}$ (1ppm) 以下であること	表1 No.054 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質 (CMRs) で規定する条件下で使用されるテキスタイルには適用されない	① FDK基準 ② EU REACH規則「制限」
044	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)、その塩、および PFOA 関連化合物 Perfluorooctanoic acid (PFOA), its salts, and PFOA-related compounds	335-67-1、 3825-26-1、 33496-48-9 他	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 化学品、成形品質量中の含有率が ・PFOAまたはその塩は $0.025\text{mg}/\text{kg}$ (0.025ppm) 以下であること ・PFOA関連化合物(注釈3)は、1つまたはその組み合わせで $1\text{mg}/\text{kg}$ (1ppm) 以下であること	除外用途:表 1e	EU POPs規則
045	ヘキサブロモシクロドデカン (HBCDD) Hexabromocyclododecane	詳細:表 1h	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 化学品、成形品質量中の含有率が $75\text{mg}/\text{kg}$ (75ppm) 以下であること		EU POPs規則
			<成形品> ① 製造工程中の付着・混入・生成禁止 ② 均質材料質量中の含有率が $100\text{mg}/\text{kg}$ (100ppm)以下であること		FDK基準
046	エンドスルファン Endosulfan	115-29-7 他	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 製造工程中の付着・混入・生成禁止		EU POPs規則
047	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP) Bis(2-ethylhexyl) phthalate (DEHP)	117-81-7	<電池本体> 5項参照		5項参照
			<電気電子機器> ① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の含有率が 0.1% (1,000ppm)以下であること		① FDK基準 ② EU RoHS指令
			<上記以外> ① 意図的添加禁止 ② 可塑化された材料中(注釈4)の、4物質それぞれの含有率の合計が $1,000\text{ppm}$ 未満であること		① FDK基準 ② EU REACH規則「制限」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No (注釈6)	含有禁止基準	備考	主な引用法令 (注釈7)
048	フタル酸ブチルベンジル (BBP) Butyl benzyl phthalate (BBP)	85-68-7	<電池本体> 5項参照		5項参照
			<電気電子機器> ① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の含有率が 0.1%(1,000ppm)以下であること		① FDK基準 ② EU RoHS指令
			<上記以外> ① 意図的添加禁止 ② 可塑化された材料中(注釈4)の、4 物質それぞれの含有率の合計が 1,000ppm未満であること		① FDK基準 ② EU REACH規則「制限」
049	フタル酸ジ-n-ブチル (DBP) Dibutyl phthalate (DBP)	84-74-2	<電池本体> 5項参照		5項参照
			<電気電子機器> ① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の含有率が 0.1%(1,000ppm)以下であること		① FDK基準 ② EU RoHS指令
			<上記以外> ① 意図的添加禁止 ② 可塑化された材料中(注釈4)の、4 物質それぞれの含有率の合計が 1,000ppm未満であること		① FDK基準 ② EU REACH規則「制限」
050	フタル酸ジイソブチル (DIBP) Diisobutyl phthalate (DIBP)	84-69-5	<電池本体> 5項参照		5項参照
			<電気電子機器> ① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の含有率が 0.1%(1,000ppm)以下であること		① FDK基準 ② EU RoHS指令
			<上記以外> ① 意図的添加禁止 ② 可塑化された材料中(注釈4)の、4 物質それぞれの含有率の合計が 1,000ppm未満であること		① FDK基準 ② EU REACH規則「制限」
051	ペンタクロロフェノール 又はその塩若しくはエステ ル Pentachlorophenol, Pentachlorophenol- salts, Pentachlorophenol- esters	87-86-5 他	<化学品、成形品> ① 意図的添加および製造工程中の 付着・混入・生成禁止 ② 化学品、成形品質量中の含有率 が5mg/kg(5ppm)以下であること		① FDK基準 ② EU POPs規則
052	二塩化コバルト Cobalt dichloride	7646-79-9	<シリカゲルおよびその他化学品> 含有率が0.01wt%(100ppm)未満である こと		FDK基準
053	4,4'-プロパン-2,2'-ジイ ルジフェノール(ビスフェ ノール A) 4,4'- isopropylidenediphenol(Bisphenol A)	80-05-7	<感熱紙> 感熱紙質量中の含有率が0.02% (200ppm)未満であること		EU REACH規則「制限」
054	発癌性物質、変異原性 物質、生殖毒性物質 (CMRs) Certain substances classified as carcinogenic, mutagenic or toxic for reproduction (CMR substances)	詳細:表 1i	<衣服および履物と同程度で人間の 皮膚と接触するテキスタイル> ① 意図的添加禁止 ② 均質材料質量中の含有率が表 1i の閾値未満であること		EU REACH規則「制限」

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No (注釈6)	含有禁止基準	備考	主な引用法令 (注釈7)
055	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1)) Phenol, isopropylated, phosphate (3:1) (PIP(3:1))	68937-41-7	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 化学品、成形品質量中の含有率が 0.1% (1,000ppm) 未満であること	以下の場合には、本項は適用しない。 ・再生プラスチック由来の含有 ・車両用部品 (2039年5月20日まで) ・車両用交換部品 (2054年5月18日まで) ・新しい製造装置、発電装置、商用電子機器 (2034年5月19日まで) ・発電装置、商用電子機器の交換部品 (2049年5月19日まで) ・消費者向け電子機器用の交換部品 (2031年5月18日まで) ・回路基板およびワイヤーハーネス(端子、ヒューズカバー、ケーブルスリーブ、ケーシング、コネクタ、テープを含む)	米国 有害物質規制法 (TSCA)
056	ペンタクロロチオフェニル Pentachlorothiophenol (PCTP)	133-49-3	<成形品> 成形品質量中の含有率が 1wt%(10,000ppm)以下であること		米国 有害物質規制法 (TSCA)
057	9~14 個の炭素原子を鎖に含むペルフルオロカルボン酸 (C9-C14 PFCA)、その塩および C9-C14 PFCA 関連物質 Perfluorocarboxylic acids containing 9 to 14 carbon atoms in the chain (C9-C14 PFCA), their salts and C9-C14 PFCA-related substances.	375-95-1 他	<化学品、成形品> ① 化学品、成形品質量中の含有率が C9-C14 PFCA 及びそれらの塩の合計で 25ppb (0.025ppm) 未満であること ② 化学品、成形品質量中の含有率が C9-C14 PFCA 関連物質の合計で 260ppb (0.26ppm) 未満であること	2023年12月31日より前に出荷した電子機器完成品のスペアパーツ又は交換部品に使用される半導体については、2030年7月1日以降適用する (注釈5) 除外用途: 表 1e	EU REACH規則「制限」 2030年12月31日 (注釈5)
058	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)、その塩、及び PFHxS 関連物質 Perfluorohexane sulfonic acid (PFHxS) including its salts and related substances	355-46-4、 3878-77-1、 335-57-9 他	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 化学品、成形品質量中の含有率が ・PFHxS 及びその塩の合計で 0.025mg/kg (0.025ppm) 未満であること ・PFHxS 関連物質の合計で 1mg/kg (1ppm) 未満であること		EU POPs規則

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No (注釈6)	含有禁止基準	備考	主な引用法令 (注釈7)
059	1~7個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油(MOAH) 炭素原子数が16~35の飽和炭化水素類鉱物油(MOSH) Mineral oil aromatic hydrocarbons (MOAH) comprising from 1 to 7 aromatic rings. Hydrocarbons saturated with mineral oil (MOSH) containing 16 to 35 carbon atoms.	71-43-2、 544-76-3 他	<包装材および印刷物のインク中> ① 1~7個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油(MOAH)は1%(10,000ppm)以下であること ② 1~7個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油(MOAH)および炭素原子数が16~35の飽和炭化水素類鉱物油(MOSH)は0.1%(1,000ppm)以下であること ③ 3~7個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油(MOAH)は1ppm以下であること	・包装材に貼り付けるラベルは対象 ・対象物品直接貼り付けるラベルは対象外 ・印刷物は紙が対象 ※本基準は、フランスへの出荷品のみ適用	フランス 循環経済法
060	4,4'-スルホニルジフェノール(ビスフェノールS) 4,4'-sulphonyldiphenol(Bisphenol S)	80-09-1	<感熱紙> 感熱紙質量中の含有率が0.02%(200ppm)未満であること。		スイス 化学品リスク低減条例
061	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ [12.2.1.16,9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン ("デクロランプラス"™) [個々の anti-および syn-の異性体、またはその組合せを含む] 1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18- Dodecachloropentacyclo [12.2.1.16,9.02,13.05,10] octadeca-7,15-diene ("Dechlorane Plus"™) [covering any of its individual anti- and syn- isomers or any combination thereof]	13560-89-9、 135821-03-3、135821-74-8 他	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 化学品・成形品質量中の含有率が1,000mg/kg(1,000ppm)以下であること。2027年10月15日以降は、1mg/kg(1ppm)以下であること。	以下のスペアパーツは、耐用年数終了/2043年6月30日まで適用除外。 ・車両 ・分析、測定、制御、監視、試験、製造、製造、検査に使用される機器	EU POPs規則
062	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール 2-(2H-benzotriazol-2-yl)-4,6-ditertpentylphenol(UV-328)	25973-55-1	<化学品、成形品> ① 意図的使用禁止 ② 化学品・成形品質量中の含有率が100mg/kg(100ppm)以下であること。2027年2月4日以降は、10mg/kg(10ppm)以下であること。2029年2月4日以降は、1mg/kg(1ppm)以下であること。	以下のスペアパーツは、耐用年数終了/2043年6月30日まで適用除外。 ・車両	EU POPs規則
063	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン (メトキシクロル) 1,1,1-Trichloro-2,2-bis(4-methoxyphenyl)ethane (Methoxychlor)	72-43-5 他	<化学品、成形品> ① 意図的添加禁止 ② 化学品・成形品質量中の含有率が0.01mg/kg(0.01ppm)以下であること		EU POPs規則

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No (注釈6)	含有禁止基準	備考	主な引用法令 (注釈7)
064	塩化メチレン(ジクロロメタン) Methylene chloride (Dichloromethane)	75-09-2	<化学品> 含有率が ⁸ 0.1wt%(1,000ppm)未満であること		米国 有害物質規制法 (TSCA)
065	2,2,4,4,6,6,8,8-オクタメチルシクロテトラシロキサン Octamethylcyclotetrasiloxane (D4)	556-67-2	<化学品> 含有率が ⁸ No.065,No.066,No.067 の合計で 0.1wt%(1,000ppm) 以下であること		EU REACH規則「制限」 2026年6月6日 (注釈5)
066	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10-デカメチルシクロペンタシロキサン Decamethylcyclopentasiloxane (D5)	541-02-6	<化学品> 含有率が ⁸ No.065,No.066,No.067 の合計で 0.1wt%(1,000ppm) 以下であること		EU REACH規則「制限」 2026年6月6日 (注釈5)
067	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10,12,12-ドデカメチルシクロヘキサシロキサン Dodecamethylcyclohexasiloxane (D6)	540-97-6	<化学品> 含有率が ⁸ No.065,No.066,No.067 の合計で 0.1wt%(1,000ppm) 以下であること		EU REACH規則「制限」 2026年6月6日 (注釈5)
068	中鎖塩素化パラフィン (MCCPs,C14-17,塩素含有量が ⁸ 45wt%以上) Medium-chain chlorinated paraffins (MCCPs, C14-17, chlorination levels at or exceeding 45 per cent chlorine by weight)	85535-85-9 他	<化学品、成形品> 意図的添加禁止	2026年6月16日 (注釈5)	POPs条約 2026年12月16日 (注釈5)
069	9~21個の炭素原子を鎖に含むペルフルオロカルボン酸(C9-C21 PFCAs)、その塩およびC9-C21 PFCA関連物質 acids containing 9 to 21 carbon atoms in the chain (C9-C21 PFCAs), their salts and C9-C21 PFCA-related substances.	375-95-1 他	<化学品、成形品> 意図的添加禁止	2026年6月16日 (注釈5) No.057のC9-14 PFCAsも同様	POPs条約 2026年12月16日 (注釈5)
070	クロルピリホス Chlorpyrifos	2921-88-2	<化学品、成形品> 意図的添加禁止	2026年6月16日 (注釈5)	POPs条約 2026年12月16日 (注釈5)
071	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC) N,N-dimethylacetamide (DMAC)	127-19-5	<化学品> 物質、他物質成分、混合物で含有率が ⁸ 0.3%(3,000ppm)未満であること。	2026年6月23日 (注釈5) 化学物質安全性報告書およびSDSに、労働者の曝露に関する推定無影響量(DNEL)として、長期吸入曝露で13mg/m ³ 、経皮曝露で1.8mg/kg bw/dayが記載されていれば免除。	EU REACH規則「制限」 2026年12月23日 (注釈5)

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No (注釈6)	含有禁止基準	備考	主な引用法令 (注釈7)
072	1-エチルピロリジン-2-オン(NEP) 1-ethylpyrrolidin-2-one (NEP)	2687-91-4	<化学品> 物質、他物質成分、混合物で含有率が0.3%(3,000ppm)未満であること。	2026年6月23日 (注釈5) 化学物質安全性報告書およびSDSに、労働者の曝露に関する推定無影響量(DNEL)として、長期吸入曝露で4.0mg/m ³ 、経皮曝露で2.4mg/kg bw/dayが記載されていれば免除。	EU REACH規則「制限」 2026年12月23日 (注釈5)
073	ウンデカフルオロヘキサン酸(PFHxA)、その塩およびPFHxA関連物質 Undecafluorohexanoic acid (PFHxA), its salts and PFHxA-related substances	307-24-4 他	<化学品、一般大衆向けの衣類中の繊維> 均質材料質量中の含有率が、 ・PFHxAとその塩の合計で25ppb(0.025ppm)未満であること。 ・PFHxA関連物質の合計で1,000ppb(1ppm)未満であること。	2026年4月10日 (注釈5)	EU REACH規則「制限」 2026年10月10日 (注釈5)
074	ホルムアルデヒドおよびホルムアルデヒド放出物質 Formaldehyde and formaldehyde-releasing substances	50-00-0	<成形品> 屋内使用の成形品から空気中に放出されるホルムアルデヒドが0.080mg/m ³ 未満であること。	2026年5月6日 (注釈5) 以下は適用除外 ・予見可能な使用条件下で放出されるホルムアルデヒドが一般大衆に曝露される場合を除き、工業用または業務用の用途のみを目的とする成形品 ※本基準は、EUへの出荷品のみ適用	EU REACH規則「制限」 2026年8月6日 (注釈5)
075	クロロメチルメチルエーテル Chloromethyl methyl ether	107-30-2	<化学品、成形品> 意図的添加禁止		カナダ 特定有害物質禁止規則
076	ベンゼン、1,1'-(1,2-エタンジイル)ビス[2,3,4,5,6-ペンタブロモ-(DBDPE) 1,4:7,10-Dimethanodibenzo[a,e]cyclooctene, 1,2,3,4,7,8,9,10,13,13,14,14-dodecachloro- 1,4,4a,5,6,6a,7,10,10a,11,12,12a-dodecahydro-	84852-53-9	<化学品> 意図的添加禁止 <成形品> 2040年6月30日以降、意図的添加禁止		カナダ 特定有害物質禁止規則 2026年6月30日 (注釈5)

【表1に関する注釈】

1) 納入品は上記「含有禁止基準」を全て満足していること。

なお、「含有禁止基準」に数値が設定されている物質の含有率算出は以下の通りとする。

- 本項目において、含有率算出の分母は均質材料質量もしくは構成成形品質量であり、個々の物質においていずれを用いるかは表1の含有禁止基準の記載に準ずる。
- 複合物質または材料の場合には、次のものを均質材料とする。
 - 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など
 - 塗料、接着剤、インク、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれの想定される使用方法によって最終的に形成されるもの。

例) 塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態
樹脂ポリマーは、成形後の状態
ガラス及びセラミックの成型後の状態

- 塗装、印刷、めっきなどの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層ごとの状態。
 - 包装材の場合には、ダンボール原紙、接着剤、テープ、インキなど
- 含有率算出の分子は、算出対象化学物質の質量とする。ただし、金属化合物の場合は、対象金属成分のみの質量を分子とする。
- 2) 包装材の場合の 4 物質：
カドミウム/カドミウム化合物、六価クロム化合物、鉛/鉛化合物、および水銀/水銀化合物
- 3) PFOA 関連化合物：
PFOA に分解する物質で、構造要素の 1 つとして部分(C7F15)C を持つ線状または分岐のペルフルオロヘプチル基を有する物質(塩およびポリマーを含む)を含む。
以下の関連物質は対象外
 - C8F17-X で X が F(フッ素), Cl(塩素), Br(臭素)である。
 - CF3 [CF2] n-R', R' =任意の基, n > 16 によってカバーされるフルオロポリマー。
 - 過フッ素化炭素数 8 以上のペルフルオロアルキルカルボン酸(それらの塩、エステル、ハロゲン化物及び無水物を含む)。
 - 過フッ素化炭素数 9 以上のペルフルオロアルカンスルホン酸及びペルフルオロホスホン酸(それらの塩、エステル、ハロゲン化物及び無水物を含む)。
 - 表 1 No.008 記載のパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)、その塩および PFOS 関連化合物
- 4) 可塑化された材料とは以下の均質材料を意味する。
-塩化ビニル(PVC)、塩化ポリビニリデン(PVDC)、ポリビニルアセテート(PVA)、ポリウレタン
-シリコンゴムおよび天然ラテックスコーティングを除くその他のポリマー(ポリマーフォーム、ゴム材料含む)
-表面コーティング、滑止めコーティング、仕上げ剤(finishes)、転写シート(decals)、印刷意匠
-接着剤、シーラント、塗料およびインク
- 5) 「備考」欄の日付はFDK適用日(原則、各国法令規制開始日の 6ヶ月前)。「主な引用法令」欄の日付は各国法令規制開始日である。
- 6) 物質群(塩、異性体、関連物質、関連化合物 等)について、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が提供する製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム「chemSHERPA」で SN 番号が付与されている場合がある。物質の特定が難しい場合は、SN 番号での報告も可能とする。
- 7) 主な引用法令に記載の法令名称は、一般的に使われる通称を表記。正式名称は、6 項表 8 に記載。また、主な引用法令に記載の法令は、代表として 1 つ記載。記載の法令以外にも基準の参考している場合がある。

表 1a : アゾ染料・顔料から生成されるアミン類

物質名(英語名を正式とする)		CAS No.
4-アミノビフェニル	biphenyl-4-ylamine	92-67-1
ベンジジン	Benzidine	92-87-5
4-クロロ-2-メチルアニリン	4-chloro-o-toluidine	95-69-2
2-ナフチルアミン	2-naphthylamine	91-59-8
o-アミノアゾトルエン	o-aminoazotoluene	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	5-nitro-o-toluidine	99-55-8
p-クロロアニリン	4-chloroaniline	106-47-8
2,4-ジアミノアニソール	4-methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4
4,4'-メチレンジアニリン	4,4'-methylenedianiline	101-77-9
3,3'-ジクロロベンジジン	3,3'-dichlorobenzidine	91-94-1
3,3'-ジメトキシベンジジン	3,3'-dimethoxybenzidine	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	3,3'-dimethylbenzidine	119-93-7
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	4,4'-methylenedi-o-toluidine	838-88-0
6-メトキシ-m-トルイジン	6-methoxy-m-toluidine	120-71-8
4,4'-メチレン-ビス(2-クロロアニリン)	4,4'-methylene-bis(2-chloroaniline)	101-14-4
4,4'-オキシジアニリン	4,4'-oxydianiline	101-80-4
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	4,4'-thiodianiline	139-65-1
o-トルイジン	o-toluidine	95-53-4
4-メチル-m-フェニレンジアミン	4-methyl-m-phenylenediamine	95-80-7
2,4,5-トリメチルアニリン	2,4,5-trimethylaniline	137-17-7
o-アニシジン	o-anisidine	90-04-0
4-アミノアゾベンゼン	4-amino azobenzene	60-09-3

表 1b : オゾン層破壊物質

物質名 (英語名を正式とする)		CAS No.	備考
CFC 類 Chlorofluorocarbons	CFC-11	75-69-4	
	CFC-12	75-71-8	
	CFC-13	75-72-9	
	CFC-111	354-56-3	
	CFC-112	76-12-0 76-11-9	
	CFC-113	76-13-1 354-58-5 26523-64-8	
	CFC-114	76-14-2 1320-37-2 374-07-2	
	CFC-115	76-15-3	
	CFC-211	422-78-6 422-81-1 135401-87-5	
	CFC-212	3182-26-1 134452-44-1	
	CFC-213	134237-31-3 2354-06-5	
	CFC-214	29255-31-0 2268-46-4	
	CFC-215	1599-41-3 76-17-5 4259-43-2 1652-81-9 812-30-6	
	CFC-216	661-97-2	
	CFC-217	422-86-6	
	特定ハロン類 Halons	ハロン-1011(ブromoklorometan)	Halon-1011 (Bromochloromethane)
ハロン-1202		Halon-1202	75-61-6 注釈 1
ハロン-1211		Halon-1211	353-59-3
ハロン-1301		Halon-1301	75-63-8
ハロン-2402		Halon-2402	124-73-2 25497-30-7 27336-23-8
テトラクロロメタン(四塩化炭素)	Tetrachloromethane (Carbon tetrachloride)	56-23-5	
1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム)	1,1,1-Trichloroethane (Methylchloroform)	71-55-6	
ブロモメタン(臭化メチル)	Bromomethane (Methyl bromide)	74-83-9	
ブロモエタン(臭化エチル)	Bromoethane (Ethyl bromide)	74-96-4	注釈 1
1-ブロモプロパン(臭化 n プロピル)	1-Bromopropane (n-propyl bromide)	106-94-5	注釈 1
トリフルオロイオドメタン(ヨウ化トリフルオロメチル)	Trifluoroiodomethane (Trifluoromethyl iodide)	2314-97-8	注釈 1
クロロメタン(塩化メチル)	Chloromethane (Methyl chloride)	74-87-3	注釈 1
HBFC 類 HBFCs (Hydrobromofluorocarbons)	ジブロモフルオロメタン (HBFC-21 B2)	Dibromofluoromethane (HBFC-21 B2)	1868-53-7
	ブロモジフルオロメタン (HBFC-22 B1)	Bromodifluoromethane (HBFC-22 B1)	1511-62-2
	ブロモフルオロメタン (HBFC-31 B1)	Bromofluoromethane (HBFC-31 B1)	373-52-4
	テトラブロモフルオロエタン (HBFC-121 B4)	Tetrabromofluoroethane (HBFC-121 B4)	306-80-9 353-93-5

物質名 (英語名を正式とする)		CAS No.	備考
トリブロモジフルオロエタン (HBFC-122 B3)	Tribromodifluoroethane (HBFC-122 B3)	353-97-9 677-34-9 7304-53-2	
ジブロモトリフルオロエタン (HBFC-123 B2)	Dibromotrifluoroethane (HBFC-123 B2)	354-04-1	
ブロモテトラフルオロエタン (HBFC-124 B1)	Bromotetrafluoroethane (HBFC-124 B1)	124-72-1	
トリブロモフルオロエタン (HBFC-131 B3)	Tribromofluoroethane (HBFC-131 B3)	420-88-2 598-67-4	
ジブロモジフルオロエタン (HBFC-132 B2)	Dibromodifluoroethane (HBFC-132 B2)	75-82-1 359-19-3	
ブロモトリフルオロエタン (HBFC-133 B1)	Bromotrifluoroethane (HBFC-133 B1)	421-06-7	
ジブロモフルオロエタン (HBFC-141 B2)	Dibromofluoroethane (HBFC-141 B2)	358-97-4	
ブロモジフルオロエタン (HBFC-142 B1)	Bromodifluoroethane (HBFC-142 B1)	420-47-3 359-07-9	
ブロモフルオロエタン (HBFC-151 B1)	Bromofluoroethane (HBFC-151 B1)	762-49-2	
ヘキサブロモフルオロプロパン (HBFC-221 B6)	Hexabromofluoropropane (HBFC-221 B6)	-	
ペンタブロモジフルオロプロパン (HBFC-222 B5)	Pentabromodifluoropropane (HBFC-222 B5)	-	
テトラブロモトリフルオロプロパン (HBFC-223 B4)	Tetrabromotrifluoropropane (HBFC-223 B4)	-	
トリブロモテトラフルオロプロパン (HBFC-224 B3)	Tribromotetrafluoropropane (HBFC-224 B3)	666-48-8	
ジブロモペンタフルオロプロパン (HBFC-225 B2)	Dibromopentafluoropropane (HBFC-225 B2)	431-78-7	
ブロモヘキサフルオロプロパン (HBFC-226 B1)	Bromohexafluoropropane (HBFC-226 B1)	2252-78-0	
ペンタブロモフルオロプロパン (HBFC-231 B5)	Pentabromofluoropropane (HBFC-231 B5)	-	
テトラブロモジフルオロプロパン (HBFC-232 B4)	Tetrabromodifluoropropane (HBFC-232 B4)	148875-98-3	
トリブロモトリフルオロプロパン (HBFC-233 B3)	Tribromotrifluoropropane (HBFC-233 B3)	421-90-9	
ジブロモテトラフルオロプロパン (HBFC-234 B2)	Dibromotetrafluoropropane (HBFC-234 B2)	460-86-6	
ブロモペンタフルオロプロパン (HBFC-235 B1)	Bromopentafluoropropane (HBFC-235 B1)	460-88-8 22692-16-6 26391-11-7 422-01-5 53692-43-6 53692-44-7 677-52-1 677-53-2 679-94-7	
テトラブロモフルオロプロパン (HBFC-241 B4)	Tetrabromofluoropropane (HBFC-241 B4)	148875-95-0	
トリブロモジフルオロプロパン (HBFC-242 B3)	Tribromodifluoropropane (HBFC-242 B3)	70192-80-2 666-25-1	
ジブロモトリフルオロプロパン (HBFC-243 B2)	Dibromotrifluoropropane (HBFC-243 B2)	431-21-0	

物質名 (英語名を正式とする)		CAS No.	備考
	ブロモテトラフルオロプロパン (HBFC-244 B1)	Bromotetrafluoropropane (HBFC-244 B1)	679-84-5 19041-01-1 29151-25-5 460-67-3 70192-71-1 70192-84-6
	トリブロモフルオロプロパン (HBFC-251 B3)	Tribromofluoropropane (HBFC-251 B3)	75372-14-4
	ジブロモジフルオロプロパン (HBFC-252 B2)	Dibromodifluoropropane (HBFC-252 B2)	460-25-3
	ブロモトリフルオロプロパン (HBFC-253 B1)	Bromotrifluoropropane (HBFC-253 B1)	421-46-5 460-32-2
	ジブロモフルオロプロパン (HBFC-261 B2)	Dibromofluoropropane (HBFC-261 B2)	51584-26-0 1786-38-5 453-00-9 62135-10-8 62135-11-9
	ブロモジフルオロプロパン (HBFC-262 B1)	Bromodifluoropropane (HBFC-262 B1)	111483-20-6 2195-05-3 420-89-3 420-98-4 430-87-5 461-49-4
	ブロモフルオロプロパン (HBFC-271 B1)	Bromofluoropropane (HBFC-271 B1)	1871-72-3 352-91-0
HCFC 類	HCFC-21		75-43-4 注釈 1
HCFCs	HCFC-22		75-45-6 注釈 1
(Hydrochlorofluorocarbons)	HCFC-31		593-70-4 注釈 1
	HCFC-121		134237-32-4 注釈 1 354-11-0 354-14-3
	HCFC-122		41834-16-6 注釈 1 354-21-2 354-15-4 354-12-1
	HCFC-123		34077-87-7 注釈 1 90454-18-5 306-83-2 354-23-4 812-04-4
	HCFC-124		63938-10-3 注釈 1 2837-89-0 354-25-6
	HCFC-131		27154-33-2 注釈 1 134237-34-6 359-28-4 811-95-0 2366-36-1
	HCFC-132		25915-78-0 注釈 1 1649-08-7 1842-05-3 471-43-2 431-06-1
	HCFC-133		1330-45-6 注釈 1 431-07-2 75-88-7 421-04-5
	HCFC-141		1717-00-6 注釈 1 25167-88-8 430-57-9 430-53-5

物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	備考
HCFC-142	25497-29-4 338-65-8 75-68-3 338-64-7 55949-44-5	注釈 1
HCFC-151	110587-14-9 762-50-5 1615-75-4	注釈 1
HCFC-221	134237-35-7 29470-94-8 422-26-4	注釈 1
HCFC-222	134237-36-8 422-49-1 422-30-0 116867-32-4	注釈 1
HCFC-223	134237-37-9 422-52-6 422-50-4	注釈 1
HCFC-224	134237-38-0 422-54-8 422-53-7 422-51-5	注釈 1
HCFC-225	127564-92-5 128903-21-9 422-48-0 422-44-6 422-56-0 507-55-1 13474-88-9 431-86-7 136013-79-1 111512-56-2 2713-09-9	注釈 1
HCFC-226	134308-72-8 431-87-8 28987-04-4	注釈 1
HCFC-231	134190-48-0 421-94-3	注釈 1
HCFC-232	134237-39-1 460-89-9	注釈 1
HCFC-233	134237-40-4 7125-83-9	注釈 1
HCFC-234	127564-83-4 425-94-5	注釈 1
HCFC-235	134237-41-5 460-92-4 108662-83-5	注釈 1
HCFC-241	134190-49-1 666-27-3	注釈 1
HCFC-242	134237-42-6 460-63-9	注釈 1
HCFC-243	134237-43-7 7125-99-7 338-75-0 460-69-5 116890-51-8	注釈 1
HCFC-244	134190-50-4 679-85-6 421-75-0	注釈 1

物質名(英語名を正式とする)		CAS No.	備考
	HCFC-251	134190-51-5 818-99-5 421-41-0	注釈 1
	HCFC-252	134190-52-6 819-00-1	注釈 1
	HCFC-253	134237-44-8 460-35-5 26588-23-8	注釈 1
	HCFC-261	134237-45-9 7799-56-6 420-97-3 127404-11-9	注釈 1
	HCFC-262	134190-53-7 420-99-5 102738-79-4 421-02-3	注釈 1
	HCFC-271	134190-54-8 420-44-0 430-55-7	注釈 1
BCM 類	BCM	74-97-5	

【表1bに関する注釈】

- 1) 表4において指定する製造時使用禁止物質から除く

表 1c : ポリ塩化ビフェニル類(PCB 類)および特定代替品

物質名(英語名を正式とする)		CAS No.
ポリ塩化ビフェニル類(全ての異性体および同族体)	Polychlorinated Biphenyls (all isomers and congeners)	1336-36-3 他
モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 141)	Monomethyl-tetrachloro-diphenyl methane (Ugilec 141)	76253-60-6
モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 121, Ugilec 21)	Monomethyl-dichloro-diphenyl methane (Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8
モノメチル-ジブロモ-ジフェニルメタン (DBBT)	Monomethyl-dibromo-diphenyl methane (DBBT)	99688-47-8

表 1d : フッ素系温室効果ガス(HFC, PFC, SF6)

物質名 (英語名を正式とする)		CAS No.	
PFC 類 PFCs (Perfluorocarbons)	四フッ化炭素 (パーフルオロメタン)	Carbon tetrafluoride (Perfluoromethane)	75-73-0
	パーフルオロエタン (ヘキサフルオロエタン)	Perfluoroethane (Hexafluoroethane)	76-16-4
	パーフルオロプロパン (オクタフルオロプロパン)	Perfluoropropane (Octafluoropropane)	76-19-7
	パーフルオロブタン (デカフルオロブタン)	Perfluorobutane (Decafluorobutane)	355-25-9
	パーフルオロペンタン (ドデカフルオロペンタン)	Perfluoropentane (Dodecafluoropentane)	678-26-2
	パーフルオロヘキサン (テトラデカフルオロヘキサン)	Perfluorohexane (Tetradecafluorohexane)	355-42-0
	パーフルオロシクロブタン	Perfluorocyclobutane	115-25-3
六フッ化硫黄 (SF6)		Sulfur Hexafluoride (SF6)	2551-62-4
HFC 類 HFCs (Hydrofluorocarbons)	トリフルオロメタン (HFC-23)	Trifluoromethane (HFC-23)	75-46-7
	ジフルオロメタン (HFC-32)	Difluoromethane (HFC-32)	75-10-5
	フッ化メチル (HFC-41)	Methyl fluoride (HFC-41)	593-53-3
	2H,3H-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	2H,3H-Decafluoropentane (HFC-43-10mee)	138495-42-8
	ペンタフルオロエタン (HFC-125)	Pentafluoroethane (HFC-125)	354-33-6
	1,1,2,2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	1,1,2,2-Tetrafluoroethane (HFC- 134)	359-35-3
	1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HFC-134a)	1,1,1,2-Tetrafluoroethane (HFC- 134a)	811-97-2
	ジフルオロエタン	Difluoroethane	25497-28-3
	1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	1,1-Difluoroethane (HFC-152a)	75-37-6
	1,2-ジフルオロエタン	1,2-Difluoroethane	624-72-6
	トリフルオロエタン	Trifluoroethane	27987-06-0
	1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)	1,1,2-Trifluoroethane (HFC-143)	430-66-0
	1,1,1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	1,1,1-Trifluoroethane (HFC-143a)	420-46-2
	2H-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	2H-Heptafluoropropane (HFC- 227ea)	431-89-0
	1,1,1,2,2,3,3-ヘプタフルオロプロパン	1,1,1,2,2,3,3-Heptafluoropropane	2252-84-8
	1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	1,1,1,2,2,3-Hexafluoro-propene (HFC-236cb)	677-56-5
	1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	1,1,1,2,3,3-Hexafluoropropane (HFC-236ea)	431-63-0
	ヘキサフルオロプロパン	Hexafluoropropane	27070-61-7
	1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	1,1,1,3,3,3-Hexafluoropropane (HFC-236fa)	690-39-1
	1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	1,1,2,2,3-Pentafluoropropane (HFC-245ca)	679-86-7
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	1,1,1,3,3-Pentafluoropropane (HFC-245fa)	460-73-1
	1,1,1,2,2-ペンタフルオロプロパン	1,1,1,2,2-Pentafluoropropane	1814-88-6
	1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	1,1,1,3,3-Pentafluorobutane (HFC-365mfc)	406-58-6

表 1e : 含有禁止の除外用途

表は、FDK 製品に該当する適用除外のみ収載している。
 表中、除外用途の番号は EU RoHS 指令官報に記載されている適用除外の番号

No	物質名(英語名を正式とする)	除外用途	適用範囲と適用日(注釈 1)	主な引用法令(注釈 1)
003	カドミウム/カドミウム化合物 Cadmium /Cadmium Compounds	13(b) フィルタガラス、反射率標準のガラスに含まれるカドミウムと鉛	カテゴリ—8,9,11 に適用。	EU RoHS 指令
005	鉛/鉛化合物 Lead/Lead Compounds	6(a) 機械用鉄合金と亜鉛メッキ鋼に含まれる 0.35wt%(3,500ppm)以下の鉛	全てのカテゴリに適用。 2026 年 6 月 11 日まで(注釈 1)	EU RoHS 指令 2026 年 12 月 11 日
		6(a) - I 機械用鉄合金に含まれる 0.35wt%(3,500ppm)以下の鉛	全てのカテゴリに適用。 2026 年 12 月 30 日まで(注釈 1)	EU RoHS 指令 2027 年 6 月 30 日
		6(a) - II 亜鉛メッキ鋼に含まれる 0.2wt%(2,000ppm)以下の鉛	全てのカテゴリに適用。 2026 年 12 月 30 日まで(注釈 1)	EU RoHS 指令 2027 年 6 月 30 日
		6(b) アルミニウム合金に含まれる 0.4wt%(4,000ppm)以下の鉛	全てのカテゴリに適用。 2027 年 6 月 11 日まで(注釈 1)	EU RoHS 指令 2027 年 12 月 11 日
		6(b)-I 鉛含有のアルミニウムスクラップのリサイクルから生じたアルミニウム合金に含まれる 0.4wt%(4,000ppm)以下の鉛	・カテゴリ—1~7 および 10 2026 年 6 月 11 日まで(注釈 1) ・カテゴリ—9(産業用監視・制御機器)および 11 2026 年 12 月 30 日まで(注釈 1)	EU RoHS 指令 ・2026 年 12 月 11 日 ・2027 年 6 月 30 日
		6(b) - II 加工用途のアルミニウム合金に含まれる 0.4wt%(4,000ppm)以下の鉛	・カテゴリ—1~7 および 10 2026 年 6 月 11 日まで(注釈 1) ・カテゴリ—9(産業用監視・制御機器)および 11 2026 年 12 月 30 日まで(注釈 1)	EU RoHS 指令 ・2026 年 12 月 11 日 ・2027 年 6 月 30 日
		6(b) - III 鉛を含むアルミスクラップのリサイクルに由来する、アルミ製造合金中の合金成分として含有する 0.3wt%3,000ppm)以下の鉛	カテゴリ—1~8、9(産業用監視・制御機器を除く)および 10 2026 年 12 月 30 日まで(注釈 1)	EU RoHS 指令 2027 年 6 月 30 日
		6(c) 銅合金に含まれる 4wt%(40,000ppm)以下の鉛	全てのカテゴリに適用。 2026 年 12 月 30 日まで(注釈 1)	EU RoHS 指令 2027 年 6 月 30 日
		7(a) 高融点タイプのはんだ中の鉛 85wt%(850,000ppm)以上の鉛ベースの合金)	全てのカテゴリに適用。(附属書 III 24 の用途を除く) 2026 年 12 月 30 日まで(注釈 1)	EU RoHS 指令 2027 年 6 月 30 日
7(a)-I 定常電流または過渡電流/インパルス電流が 0.1A 以上、または阻止電圧が 10V を超える、またはダイのエッジサイズが 0.3mm x 0.3mm を超える半導体アセンブリ内のダイまたはその他のコンポーネントを取り付けるための内部相互接続用の高融点のはんだ中の鉛	全てのカテゴリに適用。(附属書 III 24 の用途を除く) 2027 年 6 月 30 日まで(注釈 1)	EU RoHS 指令 2027 年 12 月 31 日		

No	物質名(英語名を正式とする)	除外用途	適用範囲と適用日(注釈1)	主な引用法令(注釈1)
		7(a)-II 下記条件をすべて満たす場合の、電気電子部品のダイアタッチの一体型(内部・外部)接続用の内部相互接続用の高融点はんだ中の鉛: - 硬化/焼結したダイアタッチ材料の熱伝導率が 35W/(m*K) 超である - 硬化/焼結したダイアタッチ材料の電気伝導率が 4.7MS/m 超である - 固相融解温度が 260°Cより高い	全てのカテゴリに適用。(附属書Ⅲ24の用途を除く) 2027年6月30日まで(注釈1)	EU RoHS 指令 2027年12月31日
		7(a)-III 電子部品をサブアセンブリ(モジュール、サブ回路基板、基板、ポイントツーポイントのはんだ付け等)に取り付ける際に、二次はんだを使用しても一次はんだのリフローがないように、部品を製造するための一次はんだ接合部(内部接続、または一体型接続-内部および外部を意味する)に使用する高融点はんだ中の鉛(ダイアタッチ用途・気密封止は除く)	全てのカテゴリに適用。(附属書Ⅲ24の用途を除く) 2027年6月30日まで(注釈1)	EU RoHS 指令 2027年12月31日
		7(a)-IV 下記における、プリント回路基板やリードフレームに部品を取り付けるための二次はんだ接合部における高融点はんだ中の鉛: 1. セラミック・ボール・グリッド・アレイ(BGA)取り付け用はんだボール 2. 高温プラスチック・オーバーモールド(220°C超)	全てのカテゴリに適用。(附属書Ⅲ24の用途を除く) 2027年6月30日まで(注釈1)	EU RoHS 指令 2027年12月31日
		7(a)-V 下記の間で気密封止材料として使われる高融点はんだ中の鉛: 1. セラミック・パッケージまたはプラグと金属ケース 2. コンポーネントの終端と内部サブパーツ	全てのカテゴリに適用。(附属書Ⅲ24の用途を除く) 2027年6月30日まで(注釈1)	EU RoHS 指令 2027年12月31日
		7(a)-VI 赤外線加熱用白熱リフレクターランプ、高輝度放電ランプ、オープンランプのランプ部品間の電氣的接続を確立するための高融点はんだ中の鉛	全てのカテゴリに適用。(附属書Ⅲ24の用途を除く) 2027年6月30日まで(注釈1)	EU RoHS 指令 2027年12月31日
		7(a)-VII ピーク作動温度が 200°Cを超えるオーディオ・トランスデューサー用の高融点はんだ中の鉛	全てのカテゴリに適用。(附属書Ⅲ24の用途を除く) 2027年6月30日まで(注釈1)	EU RoHS 指令 2027年12月31日
		7(c)-I コンデンサー用の誘電セラミック以外のガラス・セラミック(例えば圧電デバイス)、ガラス・セラミック複合材料中の鉛を含有する電気電子部品	全てのカテゴリに適用。 2026年12月30日まで(注釈1)	EU RoHS 指令 2027年6月30日

No	物質名(英語名を正式とする)	除外用途	適用範囲と適用日(注釈1)	主な引用法令(注釈1)
		7(c)-II 定格電圧 AC125V、DC250V 以上のコンデンサーの誘電セラミック中の鉛	全てのカテゴリに適用。 7(c)-I と 7(c)-IV の用途には適用されない。 2027 年 6 月 30 日まで(注釈1)	EU RoHS 指令 2027 年 12 月 31 日
		7(c)-IV 集積回路またはディスクリート半導体の一部であるコンデンサー用の PZT ベースの誘電体セラミック材料中の鉛	全てのカテゴリに適用。	EU RoHS 指令
		7(c)-V ガラスまたはガラスマトリックス化合物に鉛を含み、次のいずれかの機能を果たす電気電子部品 1) 鉛亜鉛ホウ酸塩または鉛シリカホウ酸塩ガラス体をベースとした高電圧ダイオードのガラスビーズおよびウェーハのガラス層の保護および電気絶縁 2) セラミック、金属、ガラス部品間の気密封止 3) プロセスパラメータウィンドウが 500°C未満で粘度が 1013.3 dPas(「ガラス転移温度」)の状態での接着 4) インクなどの抵抗材料としての使用で、抵抗範囲が 1 オーム/平方から 1 メガオーム/平方までであり、トリマーポテンシヨメータは除く 5) マイクロチャネルプレート(MCP)、チャネル電子増倍管(CEM)、抵抗ガラス製品(RGP)用の化学修飾ガラス表面における使用	全てのカテゴリに適用。 2027 年 6 月 30 日まで(注釈1)	EU RoHS 指令 2027 年 12 月 31 日
		7(c)-VI セラミックに鉛を含み、次のいずれかの機能を果たす電気電子部品: 1) 圧電チタン酸ジルコン酸鉛(PZT)セラミクスへの使用 2) セラミクスへの正の温度係数(PTC)の提供	全てのカテゴリに適用。(附属書III 7(c)-II・III・IV、14の用途を除く) 2027 年 6 月 30 日まで(注釈1)	EU RoHS 指令 2027 年 12 月 31 日
		13(a) 光学用途使用の白色ガラス中の鉛	全てのカテゴリに適用。	EU RoHS 指令
		13(b) フィルタガラス、反射率標準のガラスに含まれるカドミウムと鉛	カテゴリ-8,9,11 に適用。	EU RoHS 指令
		15 IC フリップチップパッケージの半導体ダイとキャリア間の電気接続用はんだ中の鉛	カテゴリ-8,9,11 に適用。	EU RoHS 指令

No	物質名(英語名を正式とする)	除外用途	適用範囲と適用日(注釈1)	主な引用法令(注釈1)
		15(a) 少なくとも次の基準のうちの一つに適用されるIC フリップチップパッケージの半導体ダイとキャリア間の電気接続用はんだ中の鉛 -90nm 半導体テクノロジーノード以上 -いずれの半導体テクノロジーノードにおいても 300mm ² 以上の単一のダイ -300mm ² 以上のダイか 300mm ² 以上のシリコンインターポーザーを有する積層ダイパッケージ	カテゴリ1~7 および 10 に適用。	EU RoHS 指令
		34 サーメット型トリマーポテンシオメーター素子に含まれる鉛	全てのカテゴリに適用。	EU RoHS 指令
		41 電気電子部品のはんだ、端子処理部、点火モジュールやその他電気電子エンジンコントロールシステムに使用されるプリント配線基板の端子部中の鉛で、技術的な理由で直接、もしくは小型の燃焼機関(指令 97/68/EC のクラス SH:1、SH:2、SH:3)のクランクケースかシリンダーに取り付けなければならないもの。	全てのカテゴリに適用。	EU RoHS 指令

【表1eに関する注釈】

- 1) 「適用範囲と適用日」欄の日付はFDK適用日(原則、各国法令規制開始日の6ヶ月前)。「引用法令」欄の日付は各国法令規制開始日である。
EU RoHS 指令の適用除外のうち、日付の記載がないカテゴリは、既に有効期限を超過したものであるが、法令上は更新内容の官報が公布されるまで有効であるため、FDK(株)に報告し、対応を協議する。

表 1f : 多環芳香族炭化水素(PAH)

物質名(英語名を正式とする)		CAS No.
ベンゾ(a)ピレン	Benzo[a]pyrene (BaP)	50-32-8
ベンゾ(e)ピレン	Benzo[e]pyrene (BeP)	192-97-2
ベンゾ(a)アントラセン	Benzo[a]anthracene (BaA)	56-55-3
クリセン	Chrysen (CHR)	218-01-9
ベンゾ(b)フルオランテン	Benzo[b]fluoranthene (BbFA)	205-99-2
ベンゾ(j)フルオランテン	Benzo[j]fluoranthene (BjFA)	205-82-3
ベンゾ(k)フルオランテン	Benzo[k]fluoranthene (BkFA)	207-08-9
ジベンゾ(a, h)アントラセン	Dibenzo[a,h]anthracene(DBAhA)	53-70-3

表 1g : 欠番

表 1h : ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)

物質名(英語名を正式とする)		CAS No.
ヘキサブロモシクロドデカン	Hexabromocyclododecane	25637-99-4
		4736-49-6
		65701-47-5
		138257-17-7
		138257-18-8
		138257-19-9
		169102-57-2
		678970-15-5
		678970-16-6
678970-17-7		
1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロドデカン	1,2,5,6,9,10-hexabromocyclododecane	3194-55-6
α -ヘキサブロモシクロドデカン	α -hexabromocyclododecane	134237-50-6
β -ヘキサブロモシクロドデカン	β -hexabromocyclododecane	134237-51-7
γ -ヘキサブロモシクロドデカン	γ -hexabromocyclododecane	134237-52-8

表 1i: 発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質 (CMRs) の含有禁止基準

No.	物質名 (英語名を正式とする。)	CAS No	閾値レベル (*1)
1	カドミウムおよびその化合物 Cadmium and its compounds	7440-43-9 他	カドミウム金属として 1ppm
2	六価クロム化合物 Chromium VI compounds	1333-82-0 他	六価クロムとして 1ppm
3	ヒ素化合物 Arsenic compounds	7440-38-2 他	ヒ素金属として 1ppm
4	鉛およびその化合物 Lead and its compounds	7439-92-1 他	鉛金属として 1ppm
5	ベンゼン Benzene	71-43-2	5ppm
6	ベンゾ[a]アントラセン Benz[a]anthracene	56-55-3	1ppm
7	ベンゾ[b]フルオランテン Benz[e]acephenanthrylene	205-99-2	
8	ベンゾ[a]ピレン benzo[a]pyrene; benzo[def]chrysene	50-32-8	
9	ベンゾ[e]ピレン Benzo[e]pyrene	192-97-2	
10	ベンゾ[j]フルオランテン Benzo[j]fluoranthene	205-82-3	
11	ベンゾ[k]フルオランテン Benzo[k]fluoranthene	207-08-9	
12	クリセン Chrysene	218-01-9	
13	ジベンゾ[a,h]アントラセン Dibenz[a,h]anthracene	53-70-3	
14	p-(トリクロロメチル)クロロベンゼン $\alpha, \alpha, \alpha, 4$ -tetrachlorotoluene; p-chlorobenzotrichloride	5216-25-1	
15	ベンジリジン=トリクロリド α, α, α -trichlorotoluene; benzotrichloride	98-07-7	
16	(クロロメチル)ベンゼン α -chlorotoluene; benzyl chloride	100-44-7	
17	ホルムアルデヒド Formaldehyde	50-00-0	75ppm
18	ジアルキル(C=6, 7(主成分), 8,分岐型)=フタラート 1,2-benzenedicarboxylic acid; di-C 6-8-branched alkylesters, C 7-rich	71888-89-6	1,000ppm 個別、または表 1i(No.18~22)の他のフタラートとの組み合わせ、またはその他のフタラート(*2)との組み合わせ
19	ビス(2-メトキシエチル)=フタラート Bis(2-methoxyethyl) phthalate	117-82-8	
20	ジイソペンチル=フタラート Diisopentylphthalate	605-50-5	
21	ジペンタン-1-イル=フタラート (DPP) Di-n-pentyl phthalate (DPP)	131-18-0	
22	ジヘキサン-1-イル=フタラート (DnHP) Di-n-hexyl phthalate (DnHP)	84-75-3	
23	1-メチル-2-ピロリドン (NMP) N-methyl-2-pyrrolidone; 1-methyl-2-pyrrolidone (NMP)	872-50-4	3,000ppm
24	N,N-ジメチルアセトアミド (DMAC) N,N-dimethylacetamide (DMAC)	127-19-5	

No.	物質名 (英語名を正式とする。)	CAS No	閾値レベル (*1)
25	N,N-ジメチルホルムアミド (DMF) N,N-dimethylformamide; dimethyl formamide (DMF)	68-12-2	3,000ppm
26	1,4,7,8-テトラアミノアントラキノン; C.I. ディスパーズブルー1 1,4,5,8-tetraaminoanthraquinone; C.I. Disperse Blue 1	2475-45-8	50ppm
27	4,4'-(4-イミノシクロヘキサ-2,5-ジエニリデンメチレン)ジアニリン塩酸塩 Benzenamine, 4,4' -(4-iminocyclohexa-2,5-dienylidene)methylene)dianilinehydrochloride; C.I. Basic Red 9	569-61-9	
28	C.I. ベーシックバイオレット 3 [ミヒラーズケトン(EC No. 202-027-5)を 0.1%(1,000ppm)以上含有] [4-[4,4' -bis(dimethylamino)benzhydrylidene]cyclohexa-2,5-dien-1-ylidene]dimethylammonium chloride; C.I. Basic Violet 3 with $\geq 0,1$ %(1,000ppm) of Michler's ketone (EC no. 202-027-5)	548-62-9	
29	4-クロロ-2-メチルアニリニウム=クロリド 4-chloro-o-toluidinium chloride	3165-93-3	
30	2-ナフタレンアミン・酢酸 2-Naphthylammoniumacetate	553-00-4	
31	硫酸 2,4-ジアミノアニソール 4-methoxy-m-phenylene diammonium sulphate; 2,4-diaminoanisole sulphate	39156-41-7	30ppm
32	2,4,5-トリメチルアニリン・塩酸塩 2,4,5-trimethylaniline hydrochloride	21436-97-5	
33	キノリン Quinoline	91-22-5	50ppm

*1 金属換算の算出方法(参考)

例) 亜硫酸カドミウムのカドミウム金属換算

(亜硫酸カドミウムの含有量) × (カドミウムの原子量) ÷ (亜硫酸カドミウムの分子量)

= (亜硫酸カドミウムの含有量) × 112.4 ÷ 192.5

*2 EC 規則 No 1272/2008(EU CLP 規則)の付属書 VI のパート 3 で危険有害性クラスが発癌性、生殖細胞変異原性または生殖毒性カテゴリー1A または 1B に分類される物質を対象とする。

REGULATION (EC) No 1272/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 December 2008

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1550794756233&uri=CELEX:32008R1272>

【外部リンク】

2. 含有報告物質

表 2 : 含有報告物質

No	物質名 (英語名を正式とする)	CAS No. (注釈5)	対象となる条件	主な引用法令 (注釈6)
001	高懸念物質 (認可対象候補物質) (SVHC) Substance of Very High Concern (SVHC)	—	ECHA (欧州化学品庁) の公表する最新の SVHC リストを次の外部リンク先より随時確認する。 含有する場合、意図的/非意図的/含有量に関わらず報告する。 但し、表1で禁止されている場合は、表1の含有禁止基準に従う。 【外部リンク】 https://echa.europa.eu/web/guest/candidate-list-table	EU REACH 規則 「認可対象候補物質」
002	ペルフルオロアルキルおよびポリフルオロアルキル物質 (PFAS) Per- and polyfluoroalkyl substances (PFAS)	—	意図的添加 ただし、表1の「パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)、その塩および PFOS 関連化合物」、「PFOA、その塩および PFOA 関連化合物」、「C9-C14 PFCA s、その塩および C9-C14 PFCA s 関連物質」、「PFHxS、その塩、及び PFHxS 関連物質」の含有禁止基準以外に適用	米国 有害物質規制法 (TSCA)
003	殺生活性物質 Biocidal Active Substances	—	殺生活性 (有害生物に対する作用) を有する物質である 注釈3を参照	EU BPR 規則
004	合成ポリマー微粒子 synthetic polymer microparticles 固体であり、以下両方の条件を満たすポリマー (a) 粒子に含まれ、その粒子重量の少なくとも1%を構成、または粒子上に連続した表面コーティングを形成する。 (b) (a) の粒子重量の少なくとも1%が、次のいずれかの条件を満たすこと。 (i) 粒子のすべての寸法が5mm以下であること (ii) 粒子の長さが15mm以下であり、かつ、粒子の長さと同径の比が3より大きい。	—	化学品質量中の含有率が $\geq 0.01\%$ (100ppm) を超える	EU REACH 規則 「制限」 Annex XVII Entry78
005	フタル酸ジイソデシル (DIDP) Di-isodecyl Phthalate (DIDP)	26761-40-0	意図的添加	カリフォルニア プロポジション65
006	フタル酸ジイソノニル (DINP) Diisononyl Phthalate (DINP)	68515-48-0	意図的添加	カリフォルニア プロポジション65
007	フタル酸ジイソオクチル (DIOP) Diisooctyl phthalate (DIOP):	27554-26-3	成形品質量中の含有率が ≥ 0.1 重量% (1,000 ppm) を超える	フランス 循環経済法
008	トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート (TCPP) Tris(1-chloro-2-propyl) phosphate	13674-84-5	成形品質量中の含有率が ≥ 0.1 重量% (1,000 ppm) を超える	バーモント州法
009	トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)=ホスファート (TDCPP) Tris(1,3-dichloro-2-propyl) phosphate	13674-87-8	成形品質量中の含有率が ≥ 0.1 重量% (1,000 ppm) を超える	バーモント州法
010	過塩素酸塩 perchlorate	7601-90-3	電池質量中の含有率が ≥ 6 ppmを越える	カリフォルニア州法
011	赤りん Red phosphorus	7723-14-0	意図的添加 ※その他のりんとCAS No.が同じであるため区別して確認・報告すること	FDK基準

No	物質名 (英語名を正式とする)	CAS No. (注釈5)	対象となる条件	主な引用法令 (注釈6)
012	(4-クロロフェニル)シクロプロピルメタン、 O-[(4-ニトロフェニル)メチル]オキシム (4-Chlorophenyl) cyclopropylmethanone, O-[(4-nitrophenyl)methyl] oxime	94097-88-8	意図的添加	カナダ 特定有害物質 禁止規則

【表 2 に関する注釈】

- 1) 管理報告内容
 - ・納入品及び包装材が、表 2 記載の「対象となる条件」に該当するかどうかを把握・管理し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を報告する。
- 2) 含有率算出の考え方について
 - ・本項目において、含有率算出の分母は校正成形品の質量とする。
 - 含有率算出の分子は、算出対象化学物質の質量とする。
- 3) 殺生活性物質について

以下アクセス先・URL の殺生活性物質が記載されているデータベースで、物質の CAS No を検索し、記載有無を報告する。

アクセス先: ECHA HP→INFOMATION ON CHEMICALS→BPR) Biocidal Active Substances
URL: Information on biocides – ECHA (europa.eu)
- 4) 「対象となる条件」欄の日付はFDK適用日(原則、各国法令規制開始日の 6 ヶ月前)。「主な引用法令」欄の日付は各国法令規制開始日である。
- 5) 物質群(塩、異性体、関連物質、関連化合物 等)について、アーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が提供する製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム「chemSHERPA」で SN 番号が付与されている場合がある。物質の特定が難しい場合は、SN 番号での報告も可能とする。
- 6) 主な引用法令に記載の法令名称は、一般的に使われる通称を表記。正式名称は、6 項表 8 に記載。また、主な引用法令に記載の法令は、代表として 1 つ記載。記載の法令以外にも基準の参考している場合がある。

3.含有管理物質

表 3 : 含有管理物質(注釈 1、2)

No	物質名(英語名を正式とする)	CAS No.	対象となる条件	備考
001	臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外) Brominated flame retardants (other than PBBs, PBDEs, HBCDDs)	詳細: 表 3a	意図的に添加されている場合、含有量を管理	
002	ポリ塩化ビニル (PVC) Polyvinyl Chloride (PVC)	9002- 86-2	意図的に添加されている場合、当該物質を含有する均質材料質量を管理	
003	発癌性物質、変異原性物質、生殖毒性物質 (CMRs)	詳細: 注 釈 3	意図的に添加されている場合、含有量を管理 ただし表 1 に示す CMRs の含有禁止基準以外に適用	
004	難分解性、生体蓄積性かつ有毒性を有する物質(PBTs)、 非常に強い難分解性かつ非常に強い生体蓄積性を有する物質(vPvBs)	詳細: 注 釈 4	意図的に添加されている場合、含有量を管理	

【表 3 に関する注釈】

1) 記録管理内容

- 納入品が表 3 記載の「対象となる条件」に該当するかどうかを把握し、該当する場合は対象物質の質量、使用用途、含有部位等を記録管理する。

2) 含有率算出の考え方について

- 本項目において、含有率算出の分母は対象物品の総質量とする。
- 複合物質または材料の場合には、次の物を均質材料とする。
 - 化合物、ポリマーアロイ、金属合金など
 - 塗料、接着剤、インク、ペースト、樹脂ポリマー、ガラスパウダー、セラミックパウダーなどの原材料については、それぞれの想定される使用方法によって最終的に形成されるもの。
例) 塗料及び接着剤は、乾燥硬化後の状態
樹脂ポリマーは、成形後の状態
ガラス及びセラミックの成形後の状態
 - 塗装、印刷、めっきなどの単層。また、複層の場合には、それぞれの単層ごとの状態。
 - 包装材の場合には、段ボール原紙、接着剤、テープ、インキなど
- 含有率算出の分子は、算出対象化学物質の質量とする。ただし、金属化合物の場合は、対象金属成分のみの質量を分子とする。

3) 発癌性物質(Carc.)、変異原性物質(Muta.)、生殖毒性物質(Repr.) (CMRs)とは、以下の URL に示す REGULATION (EC) No 1272/2008 ANNEX VI Table 3.1, Table 3.2 及び COMMISSION REGULATION (EU) No 605/2014 Annex III(1)(2)において Carc. 1A/1B, Muta. 1A/1B, Repr. 1A/1B 及び Carc. Cat. 1,2, Muta. Cat. 1,2, Repr. Cat. 1,2 に分類される物質を対象とする。

REGULATION (EC) No 1272/2008 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 December 2008 ANNEX VI Table 3.1, Table 3.2
<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1550794756233&uri=CELEX:32008R1272>

【外部リンク】

COMMISSION REGULATION (EU) No 605/2014 of 5 June 2014 Annex III(1)(2)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32014R0605>

【外部リンク】

- ##### 4) 難分解性、生体蓄積性かつ有毒性を有する物質(PBTs)、非常に強い難分解性かつ非常に強い生体蓄積性を有する物質(vPvBs)とは、EU REACH 規則の第 57 条が規定する条件を満たした物質を対象とする。

表 3a : 臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外)

臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外) (英語名を正式とする)	CAS No.	
ISO1043-4 コード番号 FR(14)[脂肪族/脂環式臭素化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(14) [Aliphatic/alicyclic brominated compounds]	—
ISO1043-4 コード番号 FR(15)[脂肪族/脂環式臭素化合物とアンチモン化合物の組み合わせ]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(15) [Aliphatic/alicyclic brominated compounds in combination with antimony compounds]	—
ISO1043-4 コード番号 FR(16)[芳香族臭素化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(16) [Aromatic brominated compounds excluding brominated diphenyl ether and biphenyls]	—
ISO1043-4 コード番号 FR(17)[芳香族臭素化合物(臭素化ジフェニルエーテル及びビフェニルを除く)とアンチモン化合物の組み合わせ]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(17) [Aromatic brominated compounds excluding brominated diphenyl ether and biphenyls in combination with antimony compounds]	—
ISO1043-4 コード番号 FR(22)[脂肪族/脂環式塩素化及び臭素化化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(22) [Aliphatic/alicyclic chlorinated and brominated compounds]	—
ISO1043-4 コード番号 FR(42)[臭素化有機リン化合物]の表記法に該当する臭素系難燃剤	Brominated flame retardant which comes under notation of ISO1043-4 code number FR(42) [Brominated organic phosphorus compounds]	—
ポリ(2,6-ジブロモフェニレンオキシド)	Poly(2,6-dibromo-phenylene oxide)	69882-11-7
テトラデカブロモ-P-ジフェノキシベンゼン	Tetra-decabromo-diphenoxy-benzene	58965-66-5
1,2-ビス(2,4,6-トリブロモフェノキシ)エタン	1,2-Bis(2,4,6-tribromo-phenoxy)ethane	37853-59-1
3,5,3',5'-テトラブロモビスフェノール A (TBBA)	3,5,3',5'-Tetrabromo-bisphenol A (TBBA)	79-94-7
TBBA (構造特定せず)	TBBA, unspecified	30496-13-0
TBBA (エピクロロヒドリンオリゴマー)	TBBA-epichlorhydrin oligomer	40039-93-8
TBBA (TBBA-ジグリシジルエーテルオリゴマー)	TBBA-TBBA-diglycidyl-ether oligomer	70682-74-5
TBBA (炭酸オリゴマー)	TBBA carbonate oligomer	28906-13-0
TBBA 炭酸オリゴマー、フェノキシエンドキャップ	TBBA carbonate oligomer, phenoxy end capped	94334-64-2
TBBA 炭酸オリゴマー、2,4,6-トリブロモフェノールターミネイテッド	TBBA carbonate oligomer, 2,4,6-tribromo-phenol terminated	71342-77-3
TBBA ビスフェノール A ホスゲンポリマー	TBBA-bisphenol A-phosgene polymer	32844-27-2
臭素化エポキシレジン、トリブロモフェノールエンドキャップ	Brominated epoxy resin end-capped with tribromophenol	139638-58-7
臭素化エポキシレジン、トリブロモフェノールエンドキャップ	Brominated epoxy resin end-capped with tribromophenol	135229-48-0
TBBA-(2,3-ジブロモプロピルエーテル)	TBBA-(2,3-dibromo-propyl-ether)	21850-44-2
TBBA ビス-(2-ヒドロキシエチルエーテル)	TBBA bis-(2-hydroxy-ethyl-ether)	4162-45-2
TBBA ビス(アリルエーテル)	TBBA-bis-(allyl-ether)	25327-89-3
TBBA ジメチルエーテル	TBBA-dimethyl-ether	37853-61-5
テトラブロモビスフェノール S	Tetrabromo-bisphenol S	39635-79-5
TBBS ビス-(2,3-ジブロモプロピルエーテル)	TBBS-bis-(2,3-dibromo-propyl-ether)	42757-55-1
2,4-ジブロモフェノール	2,4-Dibromo-phenol	615-58-7
2,4,6-トリブロモフェノール	2,4,6-Tribromo-phenol	118-79-6
ペンタブロモフェノール	Pentabromo-phenol	608-71-9
2,4,6-トリブロモフェニルアリルエーテル	2,4,6-Tribromo-phenyl-allyl-ether	3278-89-5
トリブロモフェニルアリルエーテル (構造特定せず)	Tribromo-phenyl-allyl-ether, unspecified	26762-91-4
テトラブロモフタル酸ジメチル	Bis(methyl)tetrabromo-phthalate	55481-60-2
テトラブロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	Bis(2-ethylhexyl)tetrabromo-phthalate	26040-51-7
2-(2-ヒドロキシエトキシ)エチル-2-ヒドロキシプロピルテトラブロモフタレート	2-Hydroxy-propyl-2-(2-hydroxy-ethyl)-ethyl-TBP	20566-35-2
TBPA、グリコール-アンドプロピレン-オキシドエステル	TBPA, glycol-and propylene-oxide esters	75790-69-1

臭素系難燃剤(PBB、PBDE、HBCDD 以外)(英語名を正式とする)		CAS No.
N,N'-エチレン-ビス-(テトラブromo-フタルイミド)	N,N'-Ethylene-bis-(tetrabromo-phthalimide)	32588-76-4
エチレン-ビス(5,6-ジブromoノルボルナン-2,3-ジカルボキシミド)	Ethylene-bis(5,6-dibromo-norbornane-2,3-dicarboximide)	52907-07-0
2,3-ジブromo-2-ブテン-1,4-ジオール	2,3-Dibromo-2-butene-1,4-diol	3234-02-4
ジブromoネオペンチルグリコール	Dibromo-neopentyl-glycol	3296-90-0
2,3-ジブromoプロパノール	Dibromo-propanol	96-13-9
トリブromo-ネオペンチルアルコール	Tribromo-neopentyl-alcohol	36483-57-5
ポリトリブromoスチレン	Poly tribromo-styrene	57137-10-7
トリブromoスチレン	Tribromo-styrene	61368-34-1
ジブromo-スチレン、PP グラフテッド	Dibromo-styrene grafted PP	171091-06-8
ポリジブromoスチレン	Poly-dibromo-styrene	31780-26-4
ブromo/クロロパラフィン類	Bromo-/Chloro-paraffins	68955-41-9
ブromo/クロロアルファオレフィン	Bromo-/Chloro-alpha-olefin	82600-56-4
ブromoエチレン	Vinylbromide	593-60-2
トリス(2,3-ジブromoプロピル)イソシアヌル酸	Tris-(2,3-dibromo-propyl)-isocyanurate	52434-90-9
トリス(2,3-ジブromoフェニル)フォスフェート	Tris(2,4-dibromo-phenyl) phosphate	49690-63-3
トリス(トリブromo-ネオペンチル)フォスフェート	Tris(tribromo-neopentyl) phosphate	19186-97-1
塩素化、臭素化リン酸エステル	Chlorinated and brominated phosphate ester	125997-20-8
ペンタブromoトルエン	Pentabromo-toluene	87-83-2
ペンタブromoベンジルブromid	Pentabromo-benzyl bromide	38521-51-6
臭素化 1,3-ブタジエンホモポリマー	1,3-Butadiene homopolymer, brominated	68441-46-3
ペンタブromoベンジルアクリレートモノマー	Pentabromo-benzyl-acrylate, monomer	59447-55-1
ペンタブromoベンジルアクリレートポリマー	Pentabromo-benzyl-acrylate, polymer	59447-57-3
デカブromoジフェニルエタン	Decabromo-diphenyl-ethane	84852-53-9
トリブromoビスフェニルマレインイミド	Tribromo-bisphenyl-maleinimide	59789-51-4
臭素化トリメチルフェニルリンドン	Brominated trimethylphenyl-lindane	—
その他の臭素系難燃剤	Other Brominated Flame Retardants	—
テトラブromoシクロオクタン	Tetrabromo-cyclo-octane	31454-48-5
1,2-ジブromo-4-(1,2-ジブromoメチル)シクロヘキサン	1,2-Dibromo-4-(1,2-dibromo-methyl)-cyclo-hexane	3322-93-8
TBPA Na ソルト	TBPA Na salt	25357-79-3
テトラブromoフタル酸無水物	Tetrabromo phthalic-anhydride	632-79-1
オクタブromo-1,1,3-トリメチル-1-フェニルリンドン (FR-1808)	Octabromo-1,1,3-trimethyl-1-phenylindane (FR-1808)	155613-93-7

4. 製造時使用禁止物質

表 4 : 製造時使用禁止物質

製造時使用禁止物質	備考
表 1b に示すオゾン層破壊物質	<ul style="list-style-type: none"> ・下記用途で使用される場合を除く <ul style="list-style-type: none"> - 分析・測定及び商品開発などの直接の製造工程以外に使用される場合 - 冷凍機・空調機に使用される場合 ・下記物質を対象物質から除く <ul style="list-style-type: none"> - 表 1b 注釈 1 記載の物質: <ul style="list-style-type: none"> ・HCFC 類* ・特定ハロン類のハロン-1202 ・ブromoエタン(臭化エチル) ・1-ブromoプロパン(臭化 n プロピル) ・トリフルオロイオドメタン(ヨウ化トリフルオロメチル) ・クロロメタン(塩化メチル) <p>*HCFC 類を使用する場合は、排出が極力無いようにし、使用量の削減に努めること。</p>

5. 電池に関する事項

5.1 電池に関する基準

電池には FDK が購入するものと FDK で生産するものが存在し、「電池本体」と「電池部材」で基準が異なる。

「電池本体」は表 6、「電池部材」は表 1 に示す物質と基準を満足させるものとする。

電池本体で表 6 に取り上げていない物質や包装材に関しては、表 1 に示す物質と基準を遵守する。(表 5 参照)

基準は、含有率算出時の分母を考慮して、より厳しい値に従う。

表 6 は EU 電池指令と各国関連法規に加え、EU RoHS 指令の物質も対象としている。

EU RoHS 指令は電池を対象としていないが、FDK(株)の環境方針として適用させている。

EU RoHS 指令の適用除外に関しては 5.2 項で説明する。

表 5 電池に関する基準

電池		包装材 (分母は均質材料質量)
電池本体 (分母は電池質量)	電池部材および表 6 以外の物質 (分母は均質材料質量)	
表 6	表 1	表 1

表 6 電池本体に関する基準

物質名	CAS No (注釈 4)	対象範囲	基準(注釈 2)	基準分母	主な引用法令(注釈 5)
水銀	7439-97-6	全ての電池	意図的添加禁止 または 1ppm 以下	電池	EU REACH 規則「制限」
カドミウム	7440-43-9	マンガン電池(ボタン形を除く) アルカリマンガン電池(ボタン形を除く) ニッケル水素二次電池(ボタン形を除く)	10ppm 以下		韓国 電安法
		上記以外の電池	20ppm 以下	EU 電池規則	
鉛	7439-92-1	アルカリマンガン電池(ボタン形を含む)	40ppm 以下	電池	中国 GB24427-2021
		空気亜鉛ボタン電池 1 寸法 5cm 未満の電池(注釈 3)	500ppm 以下		中国 GB24427-2021
		携帯型電池(注釈 1) 空気亜鉛ボタン電池(注釈 1)	100ppm 以下		EU 電池規則
		上記以外の電池(鉛蓄電池を除く)	1,000ppm 以下		EU RoHS 指令
六価クロム	1333-82-0 他	全ての電池	1,000ppm 以下	電池	EU RoHS 指令
PBB	36355-01-8 他		4 物質の合計が 1,000ppm 以下		EU REACH 規則「制限」
PBDE	40088-47-9 他				
DEHP	117-81-7				
BBP	3072-84-2				
DBP	84-74-2				
DIBP	84-69-5				

【表 6 に関する注釈】

- 1) 空気亜鉛ボタン電池を除く全ての電池は 2024/2/18、空気亜鉛電池は 2028/2/18 を FDK 適用日とする。
(法令上の規制開始日は、空気亜鉛ボタン電池を除く全ての電池は 2024/8/18、空気亜鉛ボタン電池は 2028/8/18)
また、携帯型電池は EU 電池規則 第 3 条の定義をご参照ください。
- 2) 表 6 の基準を満たせない物質は、速やかに FDK(株)に報告すること。FDK は顧客要求及び仕向地の法令を確認・遵守し、対応を協議する。
- 3) 子供が口に入れる可能性がある、1 寸法が 5cm 未満、あるいはそのサイズで着脱可能または突出部位がある電池。
- 4) 物質群(塩、異性体、関連物質、関連化合物 等)について、アーティクルマネジメント推進協議会

(JAMP)が提供する製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム「chemSHERPA」でSN番号が付与されている場合がある。物質の特定が難しい場合は、SN番号での報告も可能とする。

- 5) 主な引用法令に記載の法令名称は、一般的に使われる通称を表記。正式名称は、6項表8に記載。また、主な引用法令に記載の法令は、代表として1つ記載。記載の法令以外にも基準の参考している場合がある。

5.2 EU RoHS 指令 適用除外について

EU RoHS 指令 Annex III に適用除外の一覧がある。これらは指令上 Annex I (表 7) の電気電子機器に対して適用できるものであるが、FDK(株)としては、表 7 の電気電子機器に組み込まれることを想定して電池本体及び電池部材に対しても適用することができると解釈している。

適用除外には、電気電子機器のカテゴリ毎に有効期限が設定されているが、電池本体は表 7 の No.11 に該当するものとし、対処する。

電池部材は、組み込むことが想定できる No.1～10 のカテゴリ、想定できないものに関しては No.11 に該当するものとし、対処する。

表 7 EU RoHS 指令 対象製品の 카테고리

No.	製品カテゴリ	サブカテゴリ
1	大型家庭用電気製品	
2	小型家庭用電気製品	
3	IT 及び通信機器	
4	民生用機器	
5	照明機器	
6	電動工具	
7	玩具、レジャー、スポーツ機器	
8	医療機器	医療機器
		体外診断用医療機器
9	監視及び制御装置	監視及び制御装置
		産業用監視及び制御装置
10	自動ディスペンサー	
11	上記に該当しないその他の電気・電子機器	

6. 引用法令の通称/正式名称

本項までの主な引用法令の名称は、一般的に認知されている通称を記載。
下表では、法令原文へのアクセス性を考慮して正式名称を併記。

表 8 引用法令の通称/正式名称

通称	正式名称
EU POPs 規則	REGULATION (EU) 2019/1021 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 20 June 2019 on persistent organic pollutants
EU REACH 規則	REGULATION (EC) No 1907/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 18 December 2006 concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH)
EU RoHS 指令	DIRECTIVE 2011/65/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 8 June 2011 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment
EU 電池規則	REGULATION (EU) 2023/1542 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, amending Directive 2008/98/EC and Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Directive 2006/66/EC
EU 包装材及び包装廃棄物指令	EUROPEAN PARLIAMENT AND COUNCIL DIRECTIVE 94/62/EC of 20 December 1994 on packaging and packaging waste
EU オゾン層破壊物質規則	REGULATION (EC) No 1005/2009 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 September 2009 on substances that deplete the ozone layer
EU フッ素系温室効果ガス規則	REGULATION (EC) No 842/2006 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 17 May 2006 on certain fluorinated greenhouse gases
EU BPR 規則	REGULATION (EU) No 528/2012 OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 22 May 2012 concerning the making available on the market and use of biocidal products
フランス 循環経済法	LOI n° 2020-105 du 10 février 2020 relative à la lutte contre le gaspillage et à l'économie circulaire
スイス 化学品リスク低減条例	Ordinance on the Reduction of Risks relating to the Use of Certain Particularly Dangerous Substances, Preparations and Articles (Chemical Risk Reduction Ordinance, ORRChem) of 18 May 2005
米国 有害物質規制法(TSCA)	The Toxic Substances Control Act of 1976 [15 U.S.C. § 2601 et seq. (1976)]
カリフォルニア プロポジション 65	Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986.
カリフォルニア州法	Perchlorate Contamination Prevention Act of 2003
バーモント州法	State of Vermont Act. 85
カナダ 製品含有水銀規制	Products Containing Mercury Regulations SOR/2014-254
カナダ 特定有害物質禁止規則	Proposed Prohibition of Certain Toxic Substances Regulations
中国 GB24427-2021	锌负极原电池汞镉铅含量的限制要求
韓国 電安法	전기용품 및 생활용품 안전관리법

【改訂履歴】

2015年2月16日	第1版	全面改定 富士通(株)の富士通グループ指定化学物質リストに基づき、一部 FDK 独自の要求事項を追加した指定化学物質リストとした。これにより、従来の指定化学物質リストを廃止し、これに置き換える。
2015年2月20日	第2版	含有禁止物質(5物質)の基準変更および1物質名変更 含有報告物質(1物質)の基準変更および5物質追加 -富士通グループ指定化学物質リスト(第2.3版)による-
2015年9月1日	第3版	用語の定義の追加 含有禁止物質の基準変更(1物質)および5物質追加 表1eの変更(除外用途の有効期限追加およびPFOA削除) 含有報告物質(2物質)追加 -富士通グループ指定化学物質リスト(第2.4版)による-
2016年3月1日	第4版	含有禁止物質1物質追加と2物質基準変更 含有報告物質(2物質)基準変更 含有報告物質(5物質)追加 表1eの失効済み除外用途削除 -富士通グループ指定化学物質リスト(第2.5.1版)による-
2016年9月1日	第5版	含有報告物質(1物質)追加 -富士通グループ指定化学物質リスト(第2.6版)による-
2016年12月5日	第6版	含有禁止物質(フタル酸エステル類4物質)の発効日変更 箇条5を全面改訂
2017年3月31日	第7版	含有禁止物質の基準変更(1物質)および2物質追加 含有報告物質(4物質)追加 -富士通グループ指定化学物質リスト(第2.7版)による- 表6:鉛の主な引用法律を変更 箇条5:RoHS指令適合の文章を変更
2017年10月10日	第8版	含有禁止物質の基準変更(1物質) 含有報告物質(1物質)追加 表1eの除外用途変更 -富士通グループ指定化学物質リスト(第2.8版)による-
2018年5月15日	第9版	含有禁止物質の基準変更(5物質) 含有報告物質(7物質)追加 -富士通グループ指定化学物質リスト(第2.9版)による-
2018年9月26日	第10版	表1の含有禁止物質1物質削除、1物質追加 表1eの除外用途の変更 表2の含有報告物質(10物質)追加 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.0版)による-

2019年8月19日	第11版	含有禁止基準の一部変更 含有禁止物質に1物質群を追加 含有報告物質の表2を全面改定 表6の一部変更 5項の一部変更 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.1版、第3.2版)による-
2019年11月6日	第12版	表1eの除外用途”8(b)”及び”15”削除 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.3版)による-
2020年6月1日	第13版	表1e:PFOA/PFOS類縁化合物の除外用途削除 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.4版)による-
2020年12月21日	第14版	表1e:除外用途の有効期限一部修正 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.5版)による-
2021年6月28日	第15版	表1:含有禁止物質に(3物質追加)(1物質一部変更) 表1e:除外用途の有効期限一部修正 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.6版)による-
2021年11月15日	第16版	表1の一部を変更 -富士通化学物質含有規制適合要求共通仕様書(39版)による-
2022年6月1日	第17版	表1:含有禁止物質3種類の基準変更、1物質追加 表1e:含有禁止の除外用途にPFCAs、その塩およびPFCA関連物質を追加、水銀/水銀化合物を削除 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.8版)による-
2022年9月12日	第18版	表1:含有禁止物質に1物質追加 表2:表記を外部リンク方式から表記方式に変更 表2:含有報告物質の7物質について、対象となる条件に追記 表2:含有報告物質に1物質追加 -富士通グループ指定化学物質リスト(第3.9版)による-
2022年12月1日	第19版	表1:含有禁止物質に1物質追加 表2:含有報告物質に1物質追加 表2:含有報告物質の1物質についてCAS-No.追加 表1:含有禁止物質の2物質について適用時期の一部削除 -富士通グループ指定化学物質リスト(第4.0版)による-
2023年7月24日	第20版	表1:No.050「フタル酸ジイソブチル」の備考と主な引用法律を追加。 表1:No.061「4,4'-スルホニルジフェノール(ビスフェノールS)」を追加 表1:No.053「4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール;ビスフェノールA」の誤記を修正 表1:No.006「水銀/水銀化合物」の備考から「除外用途:表1e」を削除 表1:No.031「2,4,6-トリ-ターシャリーブチルフェノール」の主な引用法律に「米国TSCA」を追加 表1:No.058「C9-C14PFCAs」の備考を一部削除 表1:No.060「MOAH,MOSH」の備考を一部削除 表1e:適用除外の更新(FDK製品での実績調査結果の反映)

		<p>表 1e:「適用範囲と適用日」追加、注釈 2 に「RoHS の適用除外のうち、一部カテゴリーで有効期限を超過したものが存在するが」追記</p> <p>表 1e:注釈 3 を追加。</p> <p>表 2: No.068「ペルフルオロトリデカン酸」、No.069「ペルフルオロドデカン酸」、No.070「ペルフルオロウンデカン酸」、No.071「ペルフルオロテトラデカン酸」、No.144「ペルフルオロノナン酸およびそのナトリウム塩及びアンモニウム塩」、No.151「ノナデカフルオロデカン酸(PFDA)及びそのナトリウム塩及びアンモニウム 塩」の一部物質名と対象となる条件の修正・追記、主な引用法律に「制限」を追加。</p> <p>表 2: No.155「クリセン」の CAS No.の一部を削除</p> <p>表 2: No.205「1,1'-[エタン-1,2-ジイルビスオキシ]ビス[2,4,6-トリプロモベンゼン]」、No.206「2,2',6,6'-テトラプロモ-4,4'-イソプロピリデンジフェノール」、No.207「4,4'-スルホニルジフェノール」、No.208「メタホウ酸バリウム」、No.209「個々の異性体および/またはそれらの組み合わせのいずれかをカバーするテトラプロモフタル酸ビス(2-エチルヘキシル)」、No.210「4-ヒドロキシ安息香酸イソブチル」、No.211「メラミン」、No.212「ペルフルオロヘプタン酸及びその塩」、No.213「2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-モルホリンと 2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-モルホリンを構成要素とする物質」、No.214「ジフェニル-2, 4, 6-トリメチルベンゾイルホスフィン=オキシド」、No.215「4, 4'-ジクロロジフェニルスルホン」を追加</p> <p>表 5: 表現修正「のもの」→「であること」</p> <p>表 5: 主な引用法律に「表 5 の対象となる条件では最も厳しい値を示している」追記</p> <p>表 6: 水銀、カドミウム、鉛の主な引用法律を「EU RoHS および表 5 の対象となる条件の値のうち、分母(均質材料中の重量、電池に対する重量)を考慮して、より厳しい値に従う」に修正</p>
2024 年 2 月 8 日	第 21 版	<p>【用語の定義】に「5. 購入電池及び電池部材に関する事項」5 から「電池」、「購入電池」、「電池部材」を移動。「包装材」、「副資材」、「生産補助剤」、「意図的添加禁止」を追加。「素材」を「均質材料」に統一。</p> <p>表 1 全般: 表現の補足。電池本体/包装材等での区分。電池本体は 5 項参照。</p> <p>表 1: No.006「水銀/水銀/水銀化合物の包装材以外の含有禁止基準を修正。</p> <p>表 1: No.008「PFOS/PFOA 類緑化合物」の含有禁止基準を修正。</p> <p>表 1: No.013「短鎖塩化パラフィン(C10-C13)」の含有禁止基準を修正。</p> <p>表 1: No.015「トリブチルスズ=オキシド (TBTO)」の含有禁止基準を修正。</p> <p>表 1: No.056「リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1))」の備考の日付を FDK 適用日(法律上の規制開始日から 6 ヶ月前)に修正。主な引用法律に法律上の規制開始日を追加。</p> <p>表 1: No.058「C9-C14 PFCAs」の備考の日付を FDK 適用日(法律上の規制開始日から 6 ヶ月前)に修正。主な引用法律に法律上の規制開始日を追加。</p> <p>表 1: No.060「MOAH,MOSH」の備考の日付を FDK 適用日(法律上の規制開始日から 6 ヶ月前)に修正。主な引用法律に法律上の規制開始日を追加。</p> <p>表 1: No.062「ハロゲン系難燃剤」、No.063「デクロンプラス」、No.064「UV-328」、No.065「メキシクロル」追加。</p> <p>表 1: 注釈 5 に「備考」欄の日付は FDK 適用日(原則、各国法律規制開始日の 6 ヶ月</p>

		<p>前)。「主な引用法律」欄の日付は各国法律規制開始日である。」追加。</p> <p>表 1e: 注釈 1 と注釈 3 を表の上に移動し、注釈番号削除。</p> <p>表 1e: 既に超過した有効期限を削除。</p> <p>表 1e: 除外用途の「(注釈 1)」を削除。</p> <p>表 1e: 「適用範囲と適用日」欄に「(注釈 1)」追加。記載の日付を FDK 適用日(原則、法律規制開始日の 6 ヶ月前)に修正。</p> <p>表 1e: 「引用法律」欄を追加。法律上の規制開始日を併記。</p> <p>表 1e: 注釈 1 に「適用範囲と適用日」欄の日付は FDK 適用日(原則、各国法律規制開始日の 6 ヶ月前)。「引用法律」欄の日付は各国法律規制開始日である。」追加。注釈 2 の内容を注釈 1 に統合し、表現修正。</p> <p>表 2: No.068,069,070,071,144,151 の「備考」欄の日付を FDK 適用日(原則、各国法律規制開始日の 6 ヶ月前)に修正。「主な引用法律」欄に法律上の規制開始日を併記。</p> <p>表 2: No.137「フッ化カドミウム」に価数「(Ⅱ)」追加。</p> <p>表 2: No.139「UV-328」、No.160「デクロランプラス」削除。</p> <p>表 2: No.213「2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-(1,1,1,2,3,3,3-ヘプ タフルオロプロパン-2-イル)モルホリンと 2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-モルホリンを構成要素とする物質」の誤記を修正。</p> <p>表 2: No.216「殺生活性物質」、No.217「ブメトリゾール」、No.218「2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール」、No.219「2-(ジメチルアミノ)-2-[(4-メチルフェニル)メチル]-1-[4-(モルフォリン-4-イル)フェニル]ブタン-1-オン」、No.220「2-フェニルプロペンとフェノールのオリゴマー化およびアルキル化反応生成物」追加。</p> <p>表 2: 注釈 3 に「殺生活性物質」の確認方法追加。</p> <p>表 2: 注釈 4 に「対象となる条件」欄の日付は FDK 適用日(原則、各国法律規制開始日の 6 ヶ月前)。「主な引用法律」欄の日付は各国法律規制開始日である。」追加。</p> <p>5 項: 「購入電池及び電池部材に関する事項」を「電池に関する事項」に修正。</p> <p>5 項: レイアウトを全体的に修正。表 6 を電池本体、電池部材は表 1 を基準とし、矛盾がないよう修正。</p> <p>旧表 5: 「購入鉛電池は適用外」を表 6「鉛“蓄”電池を除く」と明確にした。</p> <p>表 5: カドミウム「ニッケル・カドミウム電池(使用禁止)」を削除。</p> <p>表 6: EU 電池規則に基づき、鉛基準追加。</p> <p>表 6: 注釈 1 に、EU 電池規則に基づく鉛基準の FDK 適用日(原則、各国法律規制開始日の 6 ヶ月前)および法律上の規制開始日を追加。携帯型電池の定義の参照先を追加。</p> <p>表 6: 注釈 2 に、基準を満たせない場合の対応を追加。</p> <p>「5. 電池に関する事項」に EU RoHS の適用除外と有効期限の考え方として「5.2 EU RoHS 適用除外について」追加。</p>
2024 年 10 月 3 日	第 22 版	<p>表 1: 旧版(21 版)の No.062「ハロゲン系難燃剤」を削除。以降、物質 No を繰り下げ。</p> <p>表 1: No.047「DEHP」、No.048「BBP」、No.049「DBP」、No.050「DIBP」に CAS No を追加。</p> <p>表 1: No.065「塩化メチレン」を追加。</p> <p>表 1: No.062「デクロランプラス」、No.063「UV-328」、No.064「メキシクロル」の法令施行日を修正。No.064「メキシクロル」は物質名を補足。</p> <p>表 1: No.059「PFHxS とその塩及び PFHxS 関連物質」の基準、引用法律を修正。</p>

		<p>表 1: No.066 「オクタメチルシクロテトラシロキサン」、No.067「デカメチルシクロペンタシロキサン」、No.068「ドデカメチルシクロヘキサシロキサン」を追加。</p> <p>表 1: No.006「水銀/水銀化合物」の基準を修正。</p> <p>表 1: No.060「1～7 個の芳香環からなる芳香族炭化水素鉱物油 (MOAH)、炭素原子数が 16～35 の飽和炭化水素類鉱物油 (MOSH)」の基準の適用範囲をフランスへの出荷品のみに縮小。</p> <p>表 1: No.005「鉛」で各基準と引用法律を紐づけ。</p> <p>表 2: 旧版 (21 版) の No.003「DBP」、No.008「DEHP」、No.010「BBP」、No.021「DIBP」を削除。以降、物質 No を繰り下げ。</p> <p>表 2: No.216「塩化メチレン」を追加。</p> <p>表 2: No.215「ビス (α, α-ジメチルベンジル)ペルオキシド」を追加。</p> <p>各表: 超過した適用日、有効期限を削除。</p> <p>各表: 含有率の単位を ppm に統一。法令の表記が ppm と異なる場合、(ppm)を併記。</p> <p>全体: 表 6 を除き、「RoHS、REACH、POPs、化審法」→「EU RoHS 指令、EU REACH 規則、EU POPs 規則、日本 化審法」で統一。</p>
2025 年 4 月 10 日	23 版	<p>目次: 6 項「引用法令の通称/正式名称」を追加。</p> <p>【用語の定義】: 「含有禁止物質」、「含有報告物質」、「含有管理物質」、「製造時使用禁止物質」追加。</p> <p>表 1、表 2、表 6: CAS No を記載する列を追加。CAS No が特定できない場合の注釈追加。</p> <p>表 1、表 2、表 6: 「主な引用法令」欄の法令名は通称である注釈追加。</p> <p>各表: 超過した適用日、有効期限を削除。</p> <p>各表: FDK に関わらない基準、除外用途を削除。</p> <p>表 1: 基準と引用法令を紐づけ。基準と紐づく引用法令を確認できない場合、「FDK 基準」と表記。</p> <p>表 1: No.010「PBDE 類」の基準を修正。</p> <p>表 1: No.56「PIP(3:1)」の基準を修正。</p> <p>表 1: 旧 No.55「DecaBDE」を削除。No.010「PBDE 類」に統合。</p> <p>表 1b: 「BCM 類」追加。</p> <p>表 2: 個別の「認可対象候補物質 (SVHC)」を削除し、No.001「高懸念物質 (認可対象候補物質) (SVHC)」に統合。</p> <p>表 2: No.004「合成ポリマー微粒子」追加。</p> <p>表 2: 旧 No.216「塩化メチレン」削除。</p> <p>表 8: 主な引用法令の通称と正式名称を併記した別表を追加。</p>
2026 年 3 月 6 日	24 版	<p>表 1: No.008「PFOS」の物質名・基準を修正。</p> <p>表 1: No.010「PBDE 類」、No.061「デクロランプラス」、No.062「UV-328」の基準を修正。</p> <p>表 1: No.010「PBDE 類」、No.11「PCB 類」、No.013「短鎖塩化パラフィン類」、No.045「HBCDD」、No.063「メトキシシクロル」に意図的添加禁止を追加。</p> <p>表 1: No.068「MCCP」、No.069「LC-PFCA」、No.070「クロルピリホス」、No.071「DMAC」、No.072「NEP」、No.073「PFHxA」、No.074「ホルムアルデヒド」、No.075「クロロメチルメチルエーテル」を追加。</p>

		<p>表 1e: No.005「鉛/鉛化合物」の適用除外を修正・追加。</p> <p>表 2: No.005「DIDP」、No.006「DINP」、No.007「DIOP」、No.008「TCPP」、No.009「TDCPP」、No.010「過塩素酸塩」、No.011「赤りん」、No.012「(4-クロロフェニル)シクロプロピルメタン、O-[(4-ニトロフェニル)メチル]オキシム」を追加。</p> <p>表 8: カリフォルニア州法、バーモント州法、カナダ 特定有害物質禁止規則の正式名称を追加。</p> <p>各表: 超過した適用日、有効期限を削除。</p>
--	--	--